

南丹市原子力災害対策 住民避難計画

令和7年3月

南丹市防災会議

目 次

I	基本的事項	1
1.	本計画の位置付け	1
2.	避難に当たっての基本的方針	1
3.	避難計画の運用上の確認	1
4.	緊急時における防護措置実施基準の設定	2
II	計画の対象範囲	9
1.	避難計画の対象地域	9
III	避難に関する情報伝達	16
1.	伝達及び手段	16
2.	伝達内容	18
IV	避難誘導及び住民の輸送	22
1.	基本的な考え方	22
2.	避難所	22
3.	避難経路	24
4.	避難退域時検査場所	25
5.	避難退域時検査及び除染	25
6.	地区別避難経路、避難先等	27
7.	避難の誘導確認	32
V	避難行動要支援者に対する避難支援等	34
1.	避難行動要支援者の避難の考え方	34
2.	在宅の避難行動要支援者の避難	34
3.	在宅の避難行動要支援者の状況	35
4.	在宅の避難行動要支援者の避難	35
5.	医療機関入院患者、社会福祉施設入所者の避難	36
6.	外国人に対する避難支援	36
VI	避難計画上の保育施設、学校施設	37
1.	保育施設	37
2.	学校施設	37
3.	幼稚園・保育所・認定こども園、学校からの避難等	37
VII	医療体制の確保	40
1.	初期被ばく医療	40
2.	救護所の開設	40
3.	安定ヨウ素剤の服用	41
VIII	仮設住宅建設候補地	44
IX	住民避難誘導體制	45

資料編.....	49
1. 伝達先一覧.....	50
2. コンクリート屋内退避候補公共施設.....	52
3. 関係機関連絡先.....	53
4. 美山町宿泊施設一覧.....	54
5. 輸送バス一覧.....	55
6. 市医療診療施設一覧.....	56
7. 情報連絡系統図.....	57

I 基本的事項

1. 本計画の位置付け

本避難計画は、南丹市地域防災計画（原子力災害対策編）に規定する「住民避難計画作成」に基づき、関西電力株式会社高浜発電所（以下、「高浜発電所」という。）及び関西電力株式会社大飯発電所（以下、「大飯発電所」という。）における原子力災害にかかる住民等の防護措置について、必要な事項を定める。

市としては、国の防災基本計画及び原子力災害対策指針、京都府地域防災計画（原子力災害対策編）、南丹市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいた防護措置を行う。

なお、広域避難を含む避難等の防護措置については、府が定める「原子力災害に係る広域避難要領」、関西広域連合が定める「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」、国で取りまとめられた「高浜地域の緊急時対応」及び「大飯地域の緊急時対応」と整合を図りながら実施する。

2. 避難に当たっての基本的方針

- （１）緊急防護措置（屋内退避、避難等）を準備する区域（UPZ*）内の全住民を、それぞれ何れかの施設に収容できるように避難所を指定する。

*UPZ：事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や避難等を準備する区域

- （２）地域コミュニティ維持のため、同一地域住民の避難先は同一地域に確保する。
- （３）住民に対する避難先での行政サービスの提供を考慮し、市内の公共施設への避難を基本とする。
- （４）不測の事態にも適時適切に対応できるように、市内における風水害や地震災害、原子力災害等による被災状況に応じて、柔軟に計画を運用して対応する。

3. 避難計画の運用上の確認

国、関西電力(株)、府等から原子力発電所の事故等の情報を早急かつ正確に収集し、「警戒事態」で園児、児童、生徒及び学生等（以下「生徒等」という。）の保護者への引き渡しや一時滞在者への退域要請、「施設敷地緊急事態」で屋内退避準備要請、「全面緊急事態」で屋内退避指示を的確に実施し、住民等に混乱が生じないよう広報を行う。

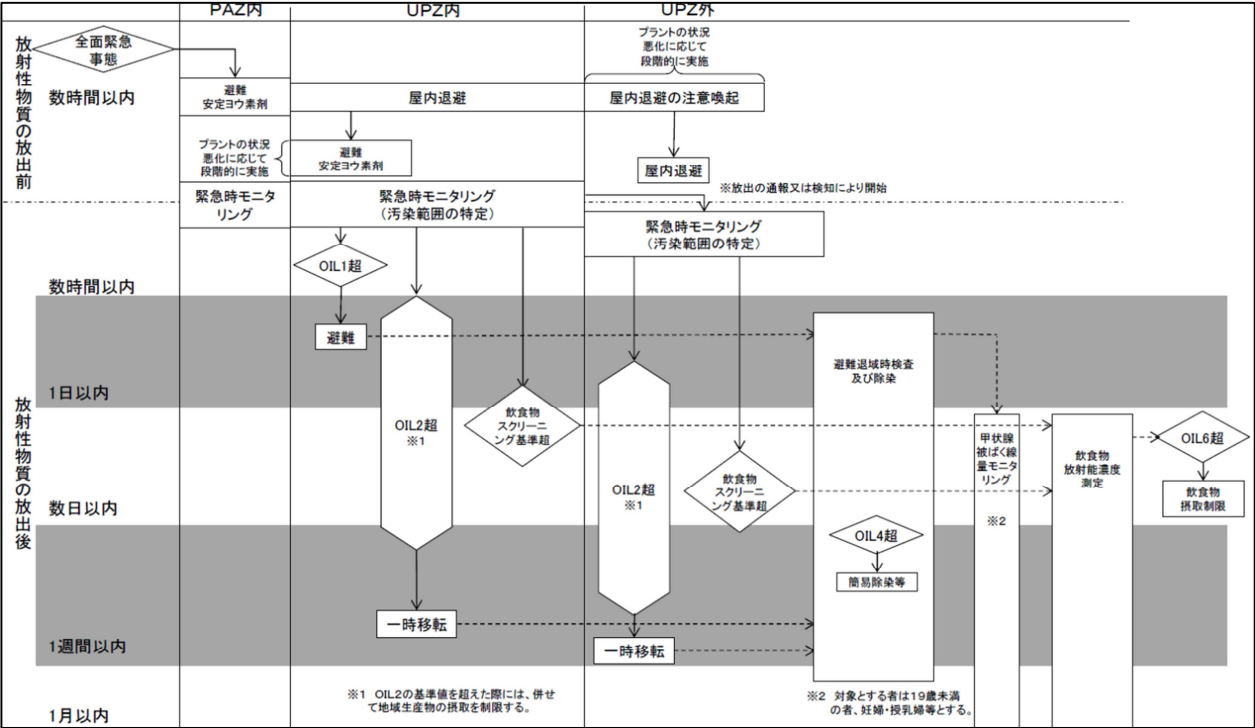
特に、地震等との複合災害の場合は、避難経路となる道路や橋梁の状況、避難所となる公共施設の状況、またライフラインとなる上下水道や電気の供給状況など、避難に係る安全対策や防護措置（屋内退避含む）、市内避難の場合の受入れ対策を十分に確認する。

4. 緊急時における防護措置実施基準の設定

原子力災害対策指針では、原子力施設の状況に応じて効果的に防護措置を実施するために、緊急事態区分を決める判断基準（EAL：表1～3参照）及び原子力災害発生時における放射線量に応じた防護措置を判断する基準（OIL：表4参照）を定めている。

この基準に基づき、住民等が実施すべき防護措置についての判断を国が行い、府や市に対して指示等を行う。

EAL、OILに基づく防護措置実施フローは以下のとおりである。



資料：「原子力災害対策指針」（R6.9）原子力規制委員会

図1 防護措置実施フロー

表 1 E A L（緊急時活動レベル）と緊急事態区分に基づく対応

防護措置の基準		P A Z 圏 (概ね 5 km 圏)	U P Z 圏 (概ね 5 ～ 30km 圏)
E A L に 基づく 防護 措置	警戒事態（第 1 段階） (主な事象) ・非常用母線への交流電源が 1 系統にな った場合 ・原子炉の水位が燃料上端より下がった 場合 ・高浜町、おおい町で震度 6 弱以上の地震 が発生 ・福井県（高浜町、おおい町沿岸を含む津 波予報区）に大津波警報発表 等	[避難行動要支援者] 避難準備	[住民、避難行動要支援者] 情報収集 防護措置の準備
	施設敷地緊急事態（第 2 段階） (主な事象) ・全交流電源の喪失が 30 分以上継続 ・原子炉冷却材漏えい時における非常用 炉心冷却装置による一部注水不能 等	[避難行動要支援者] 避難実施 [住民] 避難準備	[住民、避難行動要支援者] 屋内退避準備 注意喚起
	全面緊急事態（第 3 段階） (主な事象) ・1 時間あたり $5 \mu\text{Sv}$ 以上の放射線量 が検出 ・原子炉冷却機能の喪失 ・原子炉格納容器内の圧力が最高使用圧 力に到達 等	[住民] 避難実施	[住民、避難行動要支援者] 原則、屋内退避
O I L に 基づく 防護 措置	O I L 1 (地上 1 m で計測した場合の空間放射線 量が 1 時間あたり $500 \mu\text{Sv}$ 以上)		[住民、避難行動要支援者] 数時間内を目途に区域 を特定し、速やかに避 難を実施
	O I L 2 (地上 1 m で計測した場合の空間放射線 量が 1 時間あたり $20 \mu\text{Sv}$ 以上)		[住民、避難行動要支援者] 1 日以内を目途に区域 を特定し、1 週間程度 内に避難を実施

※ E A L (Emergency Action Level) : 緊急時活動レベル

O I L (Operational Intervention Level) : 運用上の介入レベル

表 2 緊急事態区分を判断する E A L の枠組み (1 / 2)

1. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「炉規法」という。）第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

【関西電力(株)大飯発電所 3, 4 号機、関西電力(株)高浜発電所 1, 2, 3, 4 号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断する E A L
警戒事態 (第 1 段階)	① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 15 分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 高浜町、おおい町において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。 ⑫ 福井県（高浜町、おおい町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。 ⑬ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭ 当該原子炉施設において新規規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風等）。 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
全面緊急事態 (第3段階)	① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。 ⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

表 3 緊急事態区分を判断する E A L の枠組み (2 / 2)

4. 炉規法第 43 条の 3 の 34 第 2 項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉の運転等のための施設

【関西電力(株)大飯発電所 1, 2 号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断する E A L
警戒事態 (第 1 段階)	① 高浜町、おおい町において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。 ② 福井県（高浜町、おおい町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。 ③ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ④ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。
施設敷地 緊急事態 (第 2 段階)	① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
全面緊急事態 (第 3 段階)	① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。

表４ ＯＩＬ（運用上の介入レベル）と防護措置の概要

基準の種類		基準の概要	初期設定値 ※ 1			防護措置の概要
緊急防護措置	○ I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ※ 2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	○ I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線 : 40,000 cpm ※ 3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難等又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
			β 線 : 13,000cpm ※ 4 【 1 か月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			
早期防護措置	○ I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※ 5 の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ※ 2)			1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限 ※ 9	飲食物に係るスクリーニング基準	○ I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ※ 6 (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ※ 2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	○ I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ※ 7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ※ 8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※１ 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改定される。

※２ 本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。ＯＩＬ１については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ１の基準値を超えた場合、ＯＩＬ２については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えたときから起算しておおむね１日が経過した時点の空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※３ 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※４ ※３と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※５ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※６ 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※７ その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６値を参考として数値を設定する。

※８ 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※９ ＩＡＥＡでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるＯＩＬ３等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

Ⅱ 計画の対象範囲

１．避難計画の対象地域

市は、高浜発電所、大飯発電所から約 16～62 k m の距離に位置し、市域の一部が原子力災害対策指針において示される緊急防護措置を準備する区域である U P Z（原子力施設から概ね半径 5～30 km を目安とする範囲）圏内となる。

このことから、発電所で発生した事故等有事の際には、国、関西電力(株)、府等と協議し、災害対策基本法に基づき、市長は必要に応じて、防護活動や避難指示を発令する。

（１）U P Z（緊急防護措置を準備する区域）と避難計画の対象とする範囲

U P Z と避難計画の対象とする範囲は、下表に示すとおりである。

表 5 U P Z と避難計画の対象とする範囲の概要

	高浜発電所 U P Z 対象	大飯発電所 U P Z 対象
集落数	5 3 地区	5 0 地区
人 口	3 , 0 8 2 人	2 , 8 0 5 人
世帯数	1 , 5 9 2 世帯	1 , 4 2 3 世帯
圏 域 面 積	2 3 6 . 5 1 k m ²	2 8 3 . 8 8 k m ²
対象地域	美山町 [福居（山森、熊壁、脇、庄田）、盛郷（林、上吉田、田土）豊郷（洞、名島、神谷、松尾）、鶴ヶ岡（舟津、殿、川合、棚）、高野（砂木、栃原、今宮）、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、脇谷、小淵、向山、檜原、音海、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]	美山町 [福居（山森、熊壁、脇、庄田）、盛郷（林、上吉田、田土）豊郷（洞、名島、神谷、松尾）、鶴ヶ岡（舟津、殿、川合、棚）、高野（砂木、栃原、今宮）、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、白石、佐々里、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]
	避難計画の対象地域	
集落数	5 7 地区	
人 口	3 , 1 0 0 人	
世帯数	1 , 6 0 4 世帯	
対象地域	美山町全域	

※世帯数、人口は令和 6 年 10 月末現在の住民基本台帳による。

注) 市全体の U P Z が、美山町の約 8 0 ～ 9 0 % を占めており、美山支所が U P Z 内に入ることから、地形や避難経路等の道路条件、また避難後の行政サービス等を考慮し、範囲を設定した。

(2) 防護、避難体制等の実施の考え方

市は住民防護の実施について、高浜発電所、大飯発電所の事故の規模等に応じて、国の指示により、屋内退避、避難などの緊急防護措置対象となる区域を定め、段階的な避難体制が必要な場合は、住民等に適性かつ的確に情報を伝達する。

(3) 段階的な避難体制

ア 屋内退避

市は、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I L（住民防護措置の実施を判断する基準）に基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とする。

イ 避難

U P Zにおいては、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にO I L 1を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にO I L 2を超える区域を特定し避難を実施する。

U P Z外においては、放射性物質の放出後についてはU P Zにおける対応と同様、O I L 1及びO I L 2を超える地域を特定し、避難を実施する。

概ねの対応方針は、表6のとおりとする。

表 6 防護、避難体制等の実施概要

	想定される状況（例）	対応（例）	対象地域	
			高浜発電所	大飯発電所
警戒事態	○原子力発電所での事故通報 ○非常用母線への交流電源が1系統になった場合 ○原子炉の水位が燃料上端より下がった場合 ○高浜町、おおい町で震度6弱以上の地震が発生 ○福井県（原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）に大津波警報発表 など	●災害警戒本部の設置・運営 ●職員の非常参集 ●情報収集、連絡体制等の整備 ●緊急時モニタリングデータの入手 ●オフサイトセンターへの要員派遣準備 ●住民への警戒広報 ●予防的防護対策（屋内退避、避難）準備 ●一時滞在者の退域要請、児童生徒等の保護者への引き渡し	・情報収集等により、警戒すべき地域を中心に市内全域に広報する。	
施設敷地緊急事態	○原子力防災管理者「施設敷地緊急事態」に該当する事態が発生した旨の連絡【原災法第10条通報に基づく】 ○全交流電源の喪失が30分以上継続 ○原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 など	●情報収集、連絡体制の構築 ●オフサイトセンターへの要員派遣 ●屋内退避の準備・要請 ●避難所、救護所開設準備 ●安定ヨウ素剤準備	—	
全面緊急事態（Ⅰ） ※放射性物質の放出前	○国「原子力緊急事態宣言」発出【原災法第15条通報に基づく】 ○1時間あたり5 μ Sv以上の放射線量が検出 ○原子炉冷却機能の喪失 ○原子炉格納容器内の圧力が最高使用圧力に到達など	●災害対策本部の設置・運営 ●緊急時モニタリングデータの入手 ●避難所、救護所の開設 ●原則、屋内退避 ●受け入れ準備調整	—	
全面緊急事態（Ⅱ） ※放射性物質の放出後	○原子力発電所の事故終息がかなりの期間を要し、放射線放出量がより増大されると判断される場合（OIL基準を超過した場合）	●緊急時モニタリングデータの入手 ●UPZ圏等の避難指示 ●避難所、救護所の開設 ●市内避難、広域避難の実施 ●安定ヨウ素剤の配布・服用	・事故・災害状況や緊急時モニタリング、放射線拡散状況等総合的な判断によって避難区域を選定（モニタリングポストが設置された地域単位で選定）。	

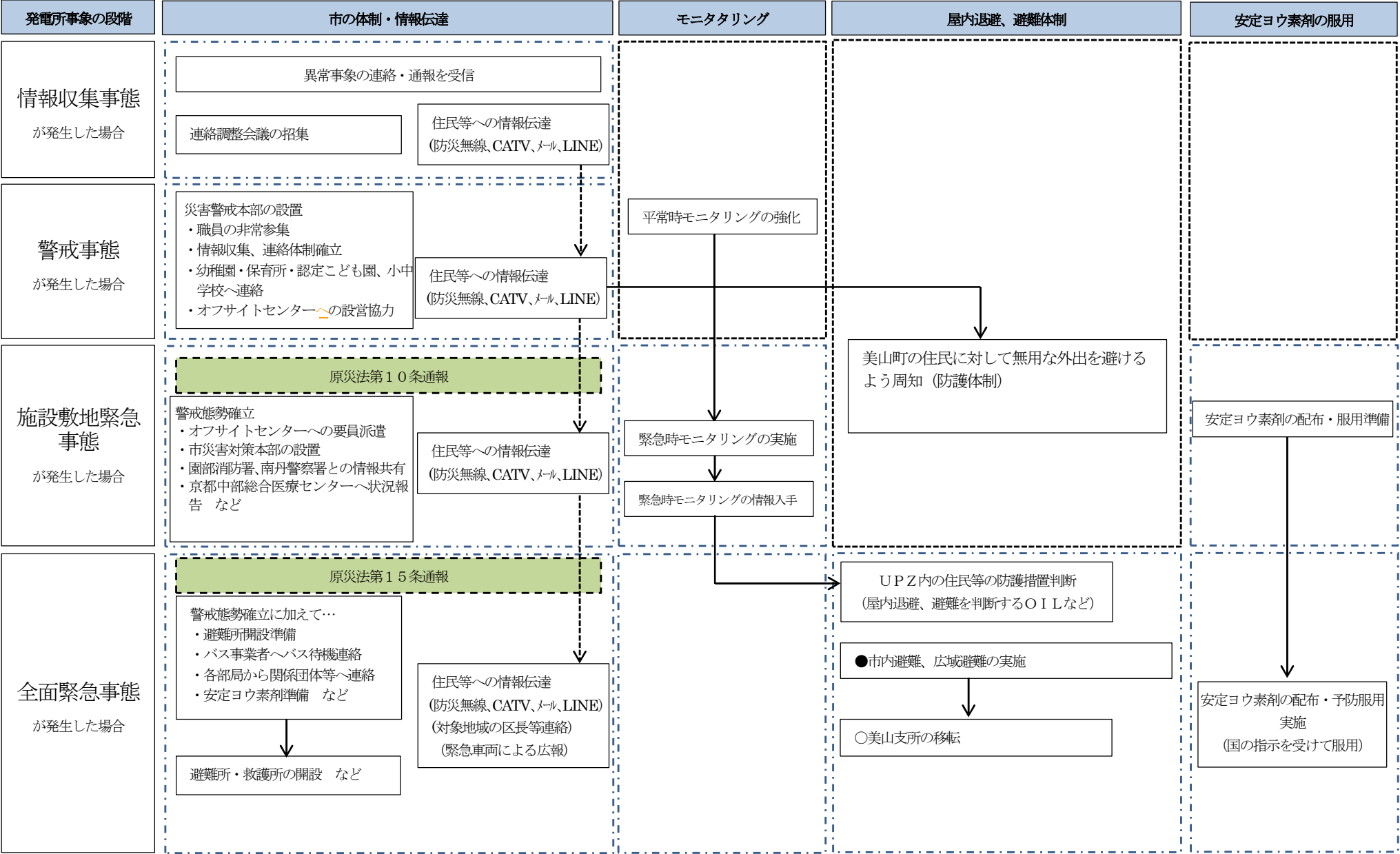


図2 防護、避難体制等の実施体系

【参考－１】



※ 赤線の円は、高浜発電所UPZ区域（30km圏）を示す。

※ 青線の円は、大飯発電所UPZ区域（32.5km圏）を示す。

図3 高浜発電所・大飯発電所のUPZ圏域図

【参考－２】

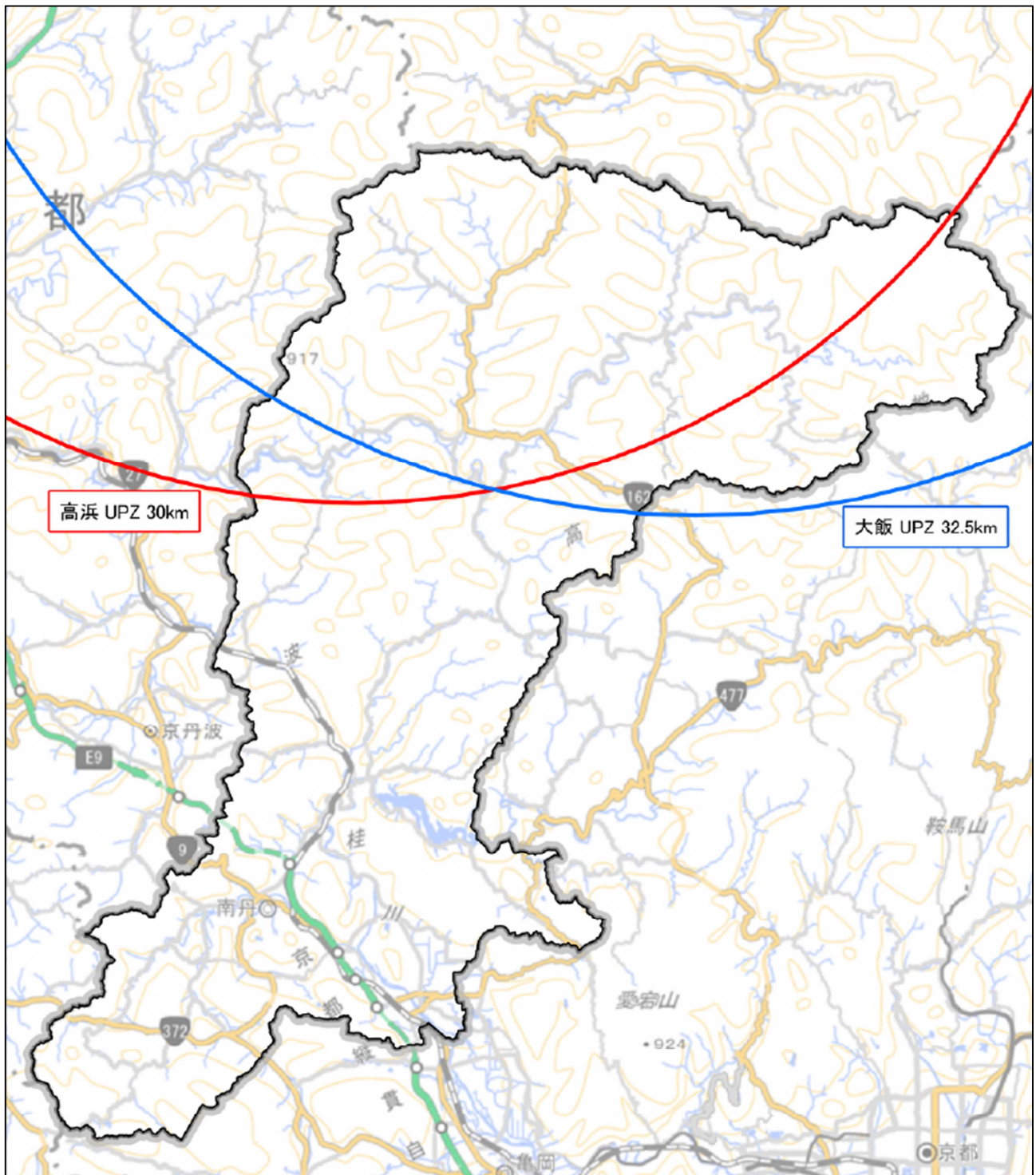


図３ 南丹市域に係る「緊急防護措置を準備する区域（UPZ）」の範囲

【参考－３】

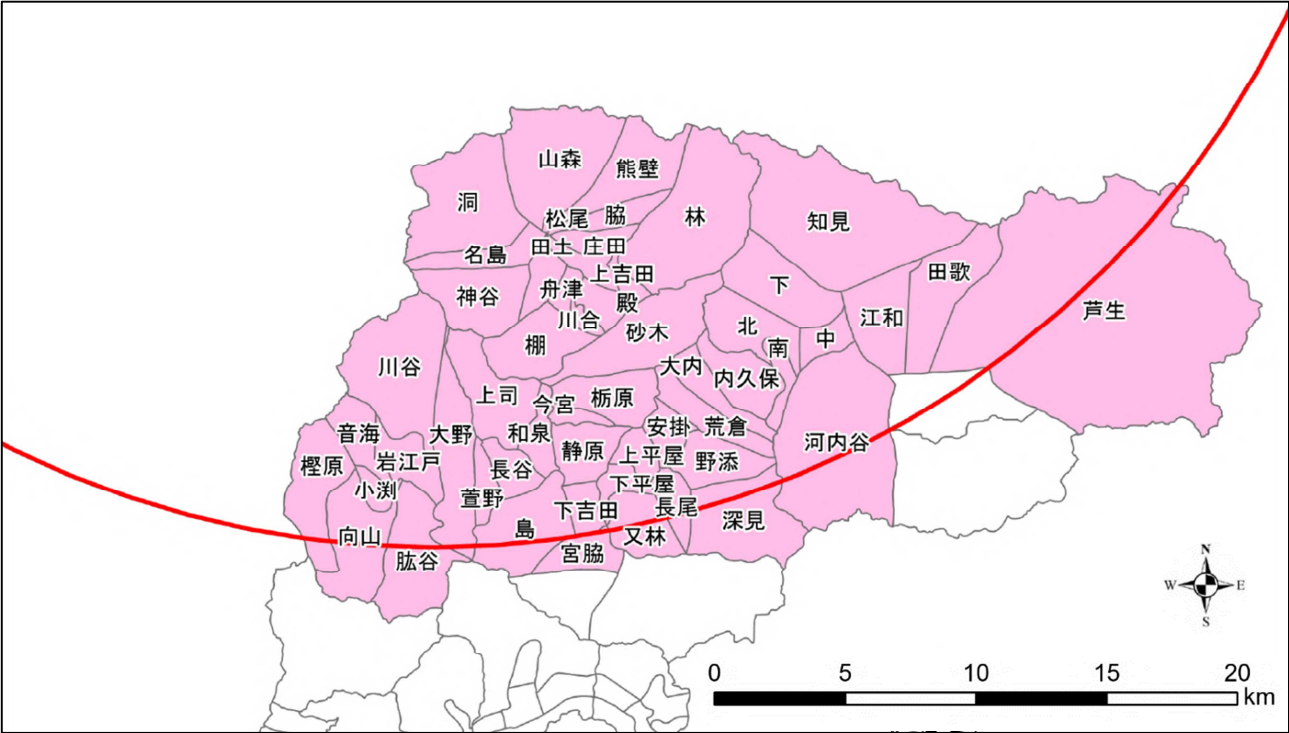


図４ 高浜発電所からのUPZ（30km圏域）対象地域



図５ 大飯発電所からのUPZ（32.5km圏域）対象地域

Ⅲ 避難に関する情報伝達

1. 伝達及び手段

(1) 市における情報連絡系統図

市は、避難計画に応じて、各部署から各区長、関係機関等へ連絡する。

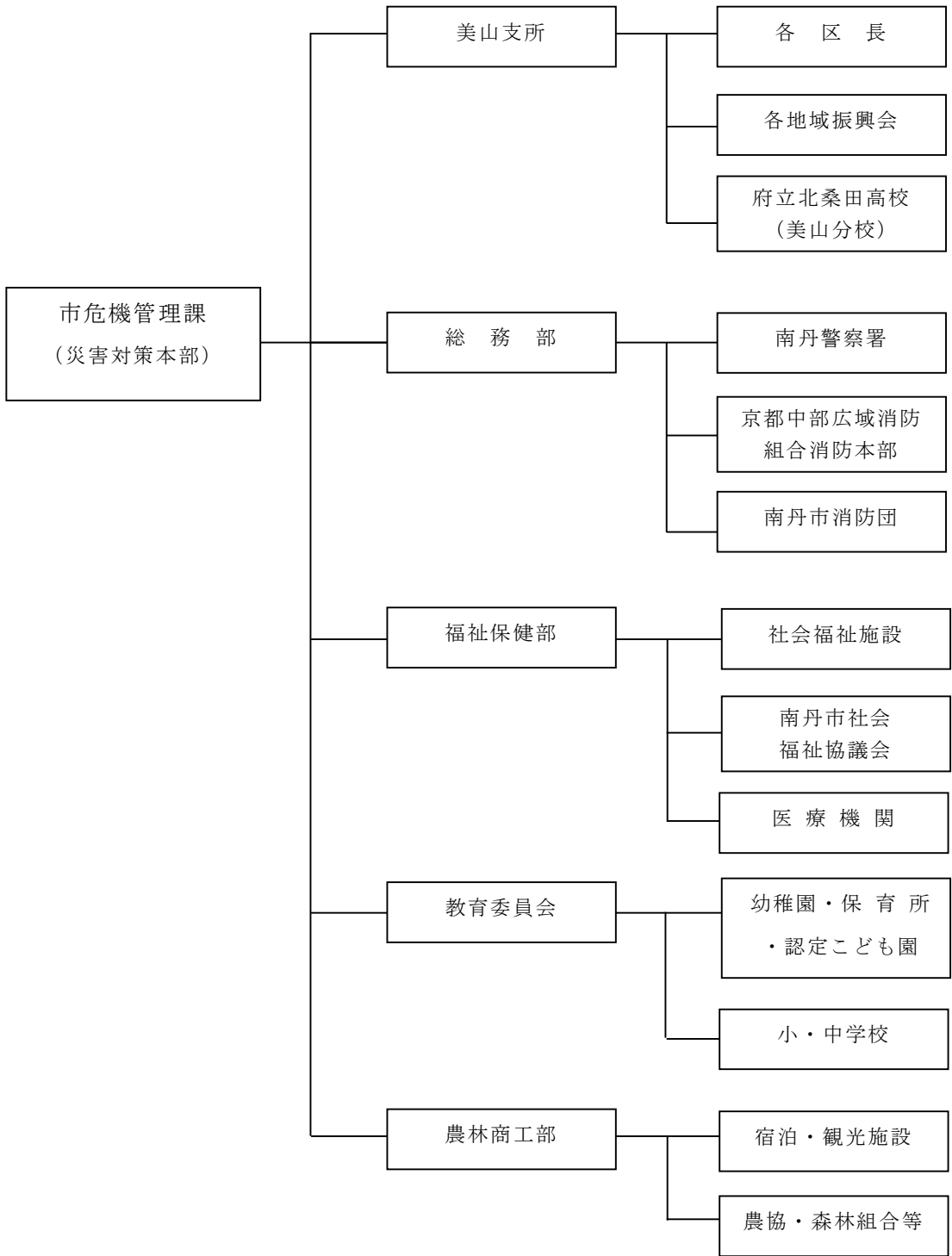
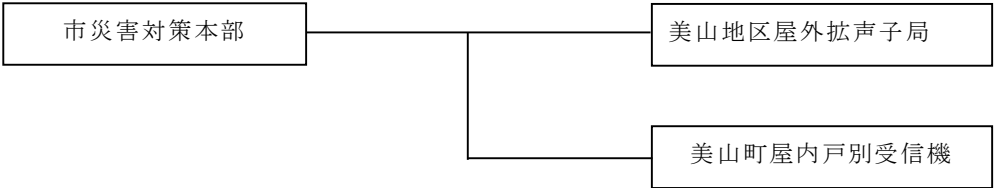


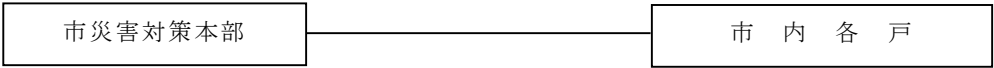
図6 市における情報連絡系統図

(2) 防災行政無線(同報系)、ケーブルテレビ、メール配信、市LINEによる連絡系統図

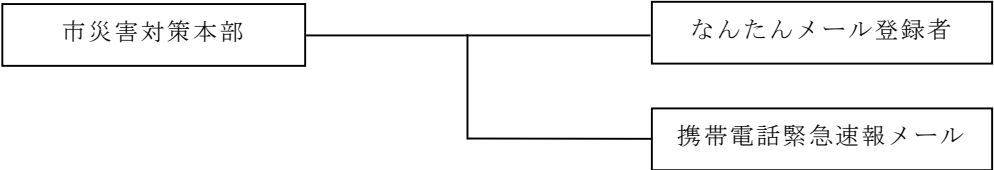
◇防災行政無線



◇ケーブルテレビ



◇メール配信



◇市LINE

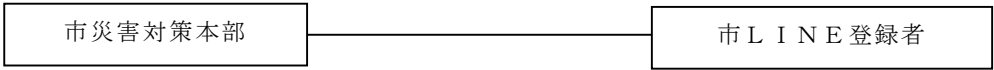
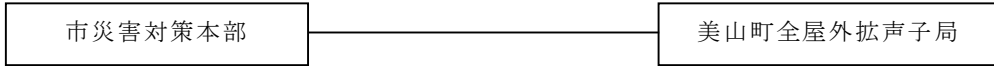


図7 防災行政無線(同報系)、ケーブルテレビ、メール配信、市LINEによる連絡系統図

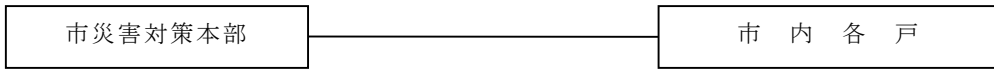
(3) 事業所・観光客等一時滞在者への情報伝達

美山町内の事業所や観光客等来街者に対しては、警戒事態の段階で以下の連絡網により、速やかな帰宅等の呼びかけを行う。

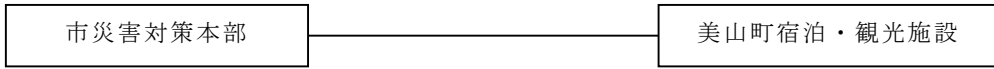
◇防災行政無線



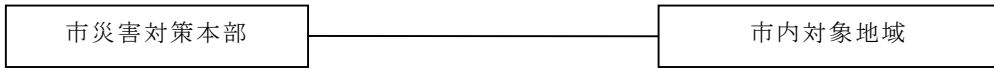
◇ケーブルテレビ



◇電話連絡



◇広報車巡回



◇市LINE

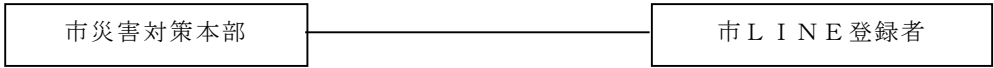


図8 事業所・観光客等一時滞在者への情報伝達図

2. 伝達内容

警戒広報から屋内退避、避難までの放送（防災行政無線（同報系）、ケーブルテレビ等）による広報・伝達内容は、以下のとおりとする。

なお、広報車による現地巡回広報はこの例文に準じる。

（１）警戒体制時広報【警戒事態が発生した場合】

こちらは、南丹市です。

（本部設置後：南丹市災害警戒本部からお知らせします。）

〇〇原子力発電所で事故が発生しました。

放射性物質は外部に漏れていません。

美山町のみなさんは、今後の事故の状況により屋内退避又は避難が想定されることから、無用な外出は控え、自宅に留まり、今後の市からののお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

この区域内の事業所のみなさんは、従業員の帰宅準備をお願いします。

この区域内に滞在している旅行者等は、帰宅をお願いします。

美山町以外の皆さんは、現在のところ避難や屋内退避を行う必要はありません。今後の市からののお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

今後も、新たな情報が入り次第、お知らせします。

（以上繰り返し）

以上、南丹市（南丹市災害警戒本部）からお知らせしました。

(2) 屋内退避準備時広報【施設敷地緊急事態が発生した場合】

南丹市災害対策本部からお知らせします。

〇〇発電所の事故は、まだ収まっていませんが（その時の状況を伝える）、放射性物質は外部に漏れていません。

美山町の皆さんは、今後の事故の状況により屋内退避又は避難が想定されますので、外出は控え、自宅に留まり、今後市からのお知らせやテレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

この区域内の事業所の皆さんは、従業員の帰宅をお願いします。

この区域内に滞在している旅行者等は、帰宅をお願いします。

美山町以外の皆さんは、現在のところ避難や屋内退避を行う必要はありませんが、無用な外出は控えてください。

今後、市からの防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

今後も、新たな情報が入り次第、お知らせします。

（以上繰り返し）

以上、南丹市災害対策本部からお知らせしました。

※斜体の文は必要により加える。以下同じ。

(3) 屋内退避指示時広報【全面緊急事態が発生した場合】

南丹市災害対策本部からお知らせします。

南丹市災害対策本部では、美山町の皆さまに自宅などに退避していただくことを決定しました。

対象区域は、美山町です。

対象区域の皆さまは、今後、指示があるまで家の中に入り、窓やドアを閉めて、換気を止めてください。

[外から帰ってきた人は、顔や手を洗い、うがいをしてください。]

美山町以外の皆さんは、現在のところ避難や屋内退避を行う必要はありませんが、無用な外出は控えてください。

落ち着いて、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

今後も、およそ 15 分毎に防災行政無線で事故の状況などをお知らせします。

なお、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

(以上繰り返し)

以上、南丹市災害対策本部からお知らせしました。

※斜体の文は必要により加える。以下同じ。

(4) 避難指示時広報

南丹市災害対策本部からお知らせします。

〇〇地区のみなさんは、〇〇時〇〇分までに一時集合場所〇〇に集合してください。

××地区のみなさんは、〇〇時〇〇分までに一時集合場所□□に集合してください。

避難退域時検査場所にはバスで移動します。

避難するときは、火の始末や戸締まりをしてください。持ち物は貴重品や着替えなど最小限にして、[放射性物質の吸引や体への付着を避けるため、マスクや上着を着用して]、できるだけ歩いてお集まりください。

避難の際は、避難済み（完了）の目印として玄関に白いタオルを掲示してください。

なお、やむを得ず自家用車等で避難退域時検査場所に避難される方は、必ず避難者及び避難先を南丹市災害対策本部（６８－０００２）又は区長に連絡してください。

今後の情報に十分注意し、あわてず、落ち着いて行動してください。

困ったことがありましたら、南丹市災害対策本部へご連絡ください。

（以上繰り返し）

以上、南丹市災害対策本部からお知らせしました。

IV 避難誘導及び住民の輸送

1. 基本的な考え方

避難対象区域の住民全体の迅速な避難を図るため、地区単位で段階的な避難等を実施するものとし、地域の状況等を踏まえ、バス等又は自家用車で避難する。

避難車両が増えると、交通渋滞、交通事故、駐車場不足等により、円滑な避難に支障をきたすおそれがあるため、自家用車で避難する場合は、避難者は府及び市の指示に従い、極力、地域で乗り合わせるよう努める。

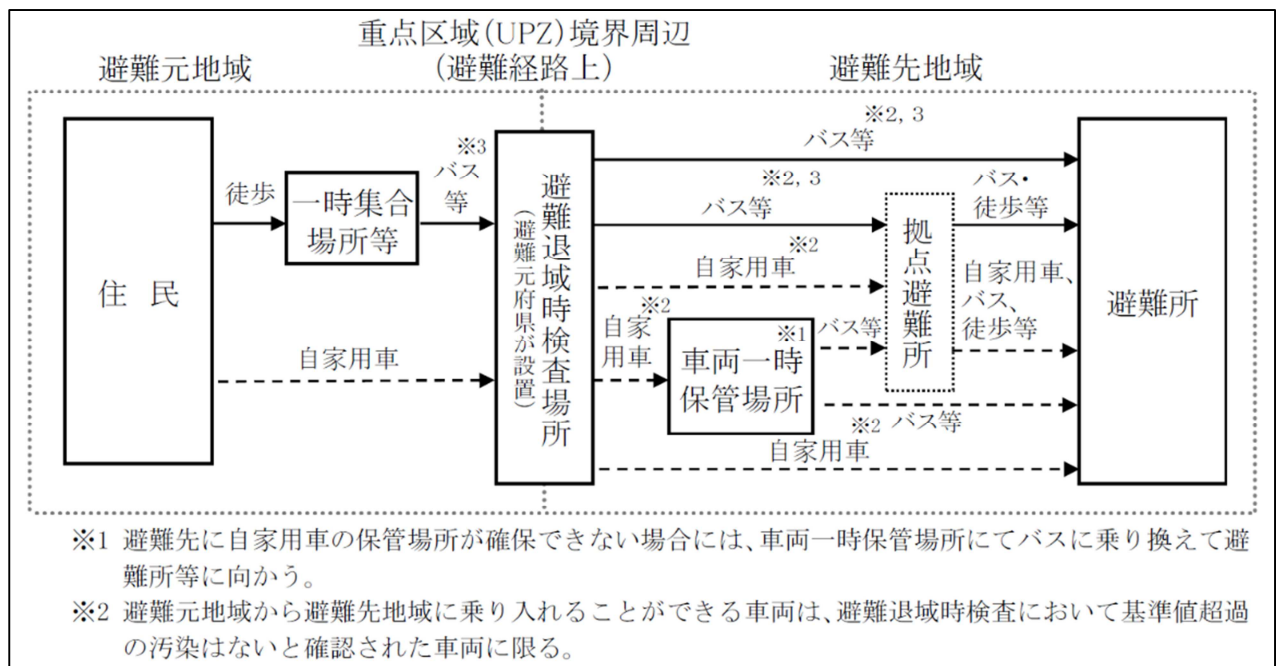


図 9 基本的な避難の流れ（UPZ内）

2. 避難所

(1) 避難所の考え方

原子力災害により住民の避難が必要となった場合、放射線の拡散状況等により市内避難、又は広域避難（市外避難）を行う。

住民は、避難の指示に従い、地区単位にあらかじめ定められた一時集合場所において、安定ヨウ素剤の配布を受け、府・市等が確保したバス等で避難退域時検査場所に移動し、車両や衣服等の検査（スクリーニング検査）及び除染を行ったうえで、避難所に移動する。

なお、感染症流行下においては、府、関西広域連合、避難先市町等と連携を図り、感染リスクを避けるため、必要に応じ、ＵＰＺ外のホテルや旅館等を避難所とすることを検討する。



図 10 市内避難、広域避難

【自家用車避難の留意事項】

- ・避難車両が増えると、交通渋滞、交通事故、駐車場不足等により、円滑な避難に支障をきたす恐れがあるため、避難車両数を制限する必要があることから、自家用車で避難する場合は、極力地域で乗り合わせる。
- ・避難先に乗り入れることができるのは、次の全ての要件を満たす自家用車に限る。
 - ① 避難退域時検査場所での避難退域時検査及び除染の結果、基準値以上の汚染のないことが確認できた車両、かつ、避難退域時検査場所でも車両検査済証明書とともに、当該車両に乗車する住民全員が通過証の交付を受けていること。
 - ② 避難先に保管場所をあらかじめ確保できていること。

(2) バスの確保

住民の避難を安全・確実に実施するため、集団で避難することを基本に、市は、災害等緊急時におけるバス輸送の協力に関する協定を締結しているバス事業者等の協力を得て、避難に必要なバスの確保を行う。また、府においてもバス協会との協定に基づき確保を行い、それでも不足する場合は、国及び関西広域連合等の協力を得て、避難に必要なバスの確保を行う。

3. 避難経路

(1) 避難経路の考え方

- ア 避難の実施を指示された住民は、避難退域時検査場所を経由し、避難退域時検査及び除染を行った上で所定の避難所へ避難する。
- イ バスで避難する場合も自家用車で避難する場合も、府道、国道等の幹線道路を基本にあらかじめ設定した避難経路で避難する。



図 11 避難先施設までの主な経路（高浜原発・大飯原発ともに同じ）

4. 避難退域時検査場所

(1) 検査場所の開設

府は、原子力災害による住民避難時に、車両や衣服などを検査・除染する避難退域時検査（スクリーニング検査）を行うため、避難経路上の対策重点区域（UPZ）境界付近で、かつ、空間放射線量率のバックグラウンド値が十分低い場所において検査場所を開設する。

(2) 検査の実施概要

検査場所では、避難車両及び避難住民の放射性物質の付着レベルを計測し、基準値超過の数値が検出された車両や住民に対し除染等を行うとともに、基準値以下の車両及び住民には、通過証を交付する。

(3) 留意点

避難退域時検査場所から先には、基準値以上の汚染が確認された車両等を除染することなく通過させてはならない。

(4) 検査場所の候補地

市の住民の避難退域時検査場所の候補地は次のとおりである。

表 6 検査場所の候補地

施設名称	所在地
府立丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曾根崩下代 110-7

5. 避難退域時検査及び除染

(1) 基本的な考え方

府は、広域避難時に、避難経路上のUPZ境界付近、かつ、空間放射線量率が十分低い場所において、避難車両や避難住民の体表面、携行品などの検査・除染を行うため、発電所の緊急時活動レベル「施設敷地緊急事態」で検査場所の開設準備、「全面緊急事態」で検査場所の開設地を決定し、国、関係機関等に協力要請を行うとともに、市に検査場所周知と検査場所での住民誘導等の職員派遣を要請、検査・除染を実施する。

(2) 検査及び除染

検査場所では、避難車両及び住民とその携行品の放射性物質の付着レベルを計測し、計測値が基準値（OIL4）を超過した車両や住民に対し除染を行う。

ア UPZにおける避難は、放射性物質放出後の避難となることから、UPZ区域からの全ての車両外部の検査を行う。

イ 避難車両が基準値を超過した場合は、車両外部の汚染箇所の除染を行う。

ウ UPZ避難住民（一時滞在者を含む。）は、放射性物質放出後の避難となり、避

難車両の同乗者は乗車前に同じ地域で同様の行動をしていると考えられることから、避難車両ごとに乗員 1 名（代表者）の検査を実施し、同乗者の検査の可否を判断する※。

エ 上記ウで乗員 1 名（代表者）が基準値を超過した場合は、当該避難車両に同乗する全乗員の検査を行い、基準値を超過した乗員及びその携行品の詳細検査・除染を行うとともに、当該車両の車内検査・除染を行う。

※ 避難指示地域内から避難を行った自家用車や福祉施設車両等は、避難車両と同乗者が 同じ地域に滞在していたことから、上記アで基準値以下を確認した場合は、その乗員も基準値以下と判断し、上記ウを行わない。

（３）通過証の交付

府は、上記（２）による住民の検査及び除染により、放射性物質の付着等が基準値以下であることを確認した避難住民（一時滞在者を含む。）に対し、通過証（本人控に検査済証明）を交付するとともに、通過証の府控を保管し、検査場所通過者の管理等を行う。

なお、市の一時集合場所を経由せず、自家用車等で直接、検査場所に来場する避難住民用に、通過証を検査場所に備え付ける。

また、基準値以下を確認した避難車両に対し、車両通過証を交付する。

6. 地区別避難経路、避難先等

(1) 市内避難

表7 市内避難

地域名		世帯数	人口	避難時集結場所 ※1	主な避難経路 ※2	避難退域時検査場所 (スクリーニングポイント)	避難先
福居	山森	6	15	旧鶴ヶ岡小学校 (399)	国道 162 号→府道 12 号→国道 27 号 →府立丹波自然運動公園→国道 9 号	府立丹波自然運動公園 (船井郡京丹波町曾根崩下 110 番地 7)	園部北部コミュニティセンター
	熊壁	11	16				園部木崎町児童老人会館
	脇	6	13				園部北部コミュニティセンター
	庄田	8	18				園部北部コミュニティセンター
盛郷	林	15	35				園部スポーツセンター
	上吉田	12	24				園部木崎町児童老人会館
	田土	14	28				園部スポーツセンター
豊郷	洞	26	53				園部木崎町児童老人会館
	名島	10	21				園部南部コミュニティセンター
	神谷	16	23				園部スポーツセンター
	松尾	17	29				園部半田文化センター
鶴ヶ岡	舟津	13	24				園部南部コミュニティセンター
	殿	33	67				園部文化会館
	川合	17	33				園部南部コミュニティセンター
	棚	19	43				園部文化会館
高野	砂木	41	81	美山支所 (196)	園部文化会館		
	栃原	22	55		園部仁江文化センター		
	今宮	8	17		園部文化会館		
知井	南	18	34	旧知井小学校 (570)	府道 38 号→国道 162 号→府道 19 号 →府道 50 号→府道 80 号→国道 9 号 →府立丹波自然運動公園→国道 9 号	南丹市国際交流会館	
	北	44	87				
	中	58	137				
	河内谷	14	27				
	下	28	61				
	知見	23	37				
	江和	36	69				
	田歌	32	56				
	芦生	23	44				
	白石	2	5				
	佐々里	10	13				

地域名		世帯数	人口	避難時集結場所 ※1	主な避難経路 ※2	避難退域時検査場所 (スクリーニングポイント)	避難先
平屋	内久保	48	94	美山保健福祉センター (397)	府道 38 号→国道 162 号→府道 19 号 →府道 50 号→府道 80 号→国道 27 号→府立丹波自然運動公園→国道 9 号	府立丹波自然運動公園 (船井郡京丹波町曾根崩下 110 番地 7)	南丹市国際交流会館
	大内	28	47				
	荒倉	15	24				
	深見	13	18				
	長尾	22	44				
	野添	35	68				
	安掛	51	102				
	上平屋	60	131				
	下平屋	41	74				
宮島	又林	20	46	美山支所 (904)	府道 19 号→府道 368 号→府道 12 号 →国道 27 号→府立丹波自然運動公 園→国道 9 号	府立丹波自然運動公園 (船井郡京丹波町曾根崩下 110 番地 7)	園部海洋センター
	宮脇	25	51				園部小学校体育館
	下吉田	17	31				園部第二小学校体育館
	島	65	112				
	長谷	52	115				
	上司	18	32				旧川辺小学校体育館
	和泉	92	200				
大野	静原	61	112	美山虹の湖交流センター (旧大野小学校) (634)	府道 12 号→国道 27 号→府立丹波自 然運動公園→国道 9 号	府立口丹波勤労者福祉会館	
	萱野	24	51				
	大野	82	165				
	川谷	26	46				
	岩江戸	46	77				
	肱谷	19	49				
	小淵	105	135				
	向山	22	42				
	檜原	27	58				
		音海	8	11			
合 計		1, 604	3, 100				

※1 通過証及び簡易問診票の発行を受ける。被災の状況により、職員が不足する場合は、美山支所に寄り、通過証及び簡易問診票の発行を受ける。

※2 避難経路は、何らかの事象によって通行不可能な場合が想定されるので、補完ルートを選定しておく。(国道 162 号を利用し、京都市右京区京北町から京丹波町へ など)

(2) 広域避難（南あわじ市）

表 8 広域避難

地域名		世帯数	人口	避難時集結場所 ※1	避難退域時検査場所 (スクリーニングポイント)	避難退域時 検査場所からの 主な避難経路 ※2	避難先																
						府県名	市町村名	避難所名称：所在地															
福居	山森	6	15	旧鶴ヶ岡小学校 (399)	府立丹波自然運動公園 (船井郡京丹波町 曾根崩下 110 番 地 7)	府立丹波自然運動公園⇒国道 9 号⇒府道 54 号⇒国道 372 号⇒県道 306 号⇒丹南篠山口 I C⇒舞鶴若狭自動車道⇒吉川 J C T⇒中国自動車道⇒神戸 J C T⇒山陽自動車道⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒	兵庫県	洲本市	洲本市文化体育館 洲本市塩屋 1-1-17														
	熊壁	11	16																				
	脇	6	13																				
	庄田	8	18																				
盛郷	林	15	35			⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒洲本 I C⇒洲本バypass⇒国道 28 号																	
	上吉田	12	24																				
	田土	14	28																				
豊郷	洞	26	53																				
	名島	10	21																				
	神谷	16	23																				
	松尾	17	29																				
鶴ヶ岡	舟津	13	24																				
	殿	33	67																				
	川合	17	33																				
	棚	19	43																				
高野	砂木	41	81	美山支所 (196)																			
	栃原	22	55																				
	今宮	8	17																				

地域名		世帯数	人口	避難時集結場所 ※1	避難退域時検査場所 (スクリーニングポイント)	避難退域時 検査場所からの 主な避難経路 ※2	避難先		
							府県名	市町村名	避難所名称：所在地
知井	下	28	61	旧知井小学校 (570)	府立丹波自然運動公園 (船井郡京丹波町 曾根崩下 110 番 地 7)	⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒ 洲本 IC⇒洲本バypass⇒国道 28 号	兵庫県	洲本市	洲本市文化体育館 洲本市塩屋 1-1-17
	知見	23	37			⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒ 西淡三原 IC⇒県道 31 号			五色台運動公園アスパ五色体育館 洲本市鳥飼浦 2613
	佐々里	10	13			津名一宮 IC⇒国道 66 号⇒ 県道 46 号			定住・交流促進センター(鮎愛館) 洲本市五色町鮎原南谷 65
	南	18	34			津名一宮 IC⇒県道 66 号			五色地域福祉センター (みやまホール) 洲本市五色町広石中 90-5
	北	44	87			津名一宮 IC⇒県道 66 号⇒ 国道 28 号⇒県道 469 号			旧中川原中学校体育館 洲本市中川原町中川原 222-2
	中	58	137			津名一宮 IC⇒県道 66 号⇒ 国道 46 号⇒県道 31 号⇒県 道 470 号			健康村トレーニングセンター 洲本市五色町都志大日 707
	江和	36	69			⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒ 洲本 IC⇒県道 473 号			五色健康福祉総合センター 洲本市五色町都志大日 707
	田歌	32	56			⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒ 洲本 IC⇒国道 28 号			市民交流センター 洲本市宇原 1788-1
	河内谷	14	27			⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒ 洲本 IC⇒国道 28 号			農村環境改善センター 南あわじし北阿万筒井 128
	芦生	23	44			⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒ 洲本 IC⇒国道 28 号			緑市民センター 南あわじ市広田広田 1057-1
白石	2	5			賀集公民館 南あわじ市賀集 1053				
平屋	内久保	49	94	美山保健福祉センター (397)	美山支所 (251)	津名一宮 IC⇒県道 66 号⇒ 県道 46 号⇒県道 31 号⇒県 道 470 号	兵庫県	南あわじ市	健康村トレーニングセンター 洲本市五色町都志大日 707
	大内	27	47			⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒ 洲本 IC⇒県道 473 号			五色健康福祉総合センター 洲本市五色町都志大日 707
	荒倉	15	24			⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒ 洲本 IC⇒国道 28 号			市民交流センター 洲本市宇原 1788-1
	野添	35	68			⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒ 洲本 IC⇒国道 28 号			農村環境改善センター 南あわじし北阿万筒井 128
	安掛	51	102			⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒ 洲本 IC⇒国道 28 号			緑市民センター 南あわじ市広田広田 1057-1
	深見	13	18			⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒ 洲本 IC⇒国道 28 号			賀集公民館 南あわじ市賀集 1053
	長尾	22	44			⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒ 洲本 IC⇒国道 28 号			
	又林	20	46			⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒ 洲本 IC⇒国道 28 号			
	上平屋	60	131			⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒ 洲本 IC⇒国道 28 号			
	下平屋	41	74			⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒ 洲本 IC⇒国道 28 号			

地域名		世帯数	人口	避難時集結場所 ※1	避難退域時検査場所 (スクリーニングポイント)	避難退域時 検査場所からの 主な避難経路 ※2	避難先		
							府県名	市町村名	避難所名称：所在地
大野	萱野	24	51	美山虹の湖交流センター（旧大野小学校） (634)	府立丹波自然運動公園 (船井郡京丹波町 曾根崩下110番地7)	⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒ 西淡三原 IC⇒県道31号⇒ 県道477号	兵庫県	南あわじ市	三原公民館 南あわじ市市三條880
	岩江戸	46	77			⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒ 西淡三原 IC⇒県道126号			松帆活性化センター 南あわじ市松帆高屋丙100-1
	大野	82	165			⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒ 西淡三原 IC⇒県道31号			西淡公民館 南あわじ市湊75-1
	川谷	26	46			⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒ 淡路島南 IC⇒県道25号			阿那賀地区公民館 南あわじ市阿那賀25
	肱谷	19	49						
	小渕	105	135						
	向山	22	42						
	檜原	27	58			⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒ 淡路島南 IC⇒県道25号			丸山地区公民館 南あわじ市阿那賀1348
音海	8	11							
宮島	島	65	112	美山支所 (653)	⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒ 西淡三原 IC⇒県道31号⇒ 県道477号	兵庫県	南あわじ市	伊加利地区公民館 南あわじ市伊加利614	
	長谷	52	115					⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒ 淡路島南 IC⇒県道25号	丸山地区公民館 南あわじ市阿那賀1348
	上司	18	32						
	宮脇	25	51						
	下吉田	17	31						
	和泉	92	200						
	静原	61	112						
合計		1,604	3,100						

※1 通過証及び簡易問診票の発行を受ける。被災の状況により、職員が不足する場合は、美山支所に寄り、通過証及び簡易問診票の発行を受ける。

※2 避難経路は、何らかの事象によって通行不可能な場合が想定されるので、補完ルートを選定しておく。（国道162号を利用し、京都市右京区京北町から京丹波町へ など）

7. 避難の誘導確認

避難対象地域の住民の避難誘導、避難完了の確認については、下記の要領による。

(1) 関係機関との調整等

市災害対策本部は、避難対象地域の住民に避難指示を出す段階で、南丹警察署と交通規制の場所、規制予定時間、避難対象地域の確認等を調整するとともに、京都中部広域消防組合園部消防署に対して、避難対象地域の避難指示巡回広報を依頼する。

(2) 避難住民等の確認

市災害対策本部は、避難対象地域の避難時集結場所へ災害対策本部職員を派遣し、対象地域の区長及び消防団員と連携し、バス避難の住民と自家用車避難の住民を確認するとともに、バス乗車の氏名、世帯構成等人員を確認するし、通過証や安定ヨウ素剤簡易問診票の配布を行う。

(3) 自家用車避難における留意点

自家用車で避難する住民は、避難指示が発令された段階で、避難時集結場所に集合し、当該区長へ氏名、世帯人数を申し出るとともに、バスとともに避難所へ避難する。

(4) 個別訪問による安否確認

対象各地域の避難完了の確認は、災害対策本部現地派遣係員と市消防団が班を編成し、戸別訪問の上、上記(2)で確認が取れなかった住民世帯を確認する。なお、避難対象地域の住民が外出等により避難未確認の場合は、「避難未確認リスト」を作成し、区長及び指定避難所係員に引継ぎ、安否確認を引き続き行う。

(5) 避難完了報告

避難の確認完了後、災害対策本部現地派遣係員は、本部へ「避難完了」の報告をする。報告を受けた災害対策本部は、警察署、消防署にそれぞれ避難完了報告を行う。

※避難を行う住民は、世帯全員が避難済み（完了）の目印として、玄関先等に白いタオルを掲出する。

8. 避難所開設、運営

(1) 避難所の開設期間

ア 避難所の開設期間は、原子力災害の特性に配慮し、目安として2ヶ月を上限とする。

イ 特に小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、教育への影響に配慮し、速やかに二次避難先を確保し、避難所の早期解消を図る。

(2) 避難所の運営

ア 基本的な考え方

避難開始当初は、住民の避難対応に全力を挙げなければならないため、避難先の避難所運営については、避難先の施設管理者及び市の担当職員が積極的な役割を担う。

イ 避難所運営体制

原子力災害の場合、広域避難先の市町は、通常の行政サービスを行いながら被災者支援を行うこととなるため、避難所運営体制には限界がある。このため、避難所開設当初の避難先市町主導の運営から南丹市による運営へ、さらには避難者による自主運営へと運営体制を順次切替えていく必要がある。

ウ 避難所運営体制の移行

- ①避難先市町から南丹市に引き継ぎ、次いで南丹市から避難者に引き継ぐ場合と、
 ②南丹市と協力して避難先市町から直接避難者に引き継ぐ場合が考えられる。何れにしても各避難所には南丹市職員が常駐するか、担当者を決めて高い密度で巡回する等、南丹市の密接な関与が不可欠である。

表 9 避難所運営体制の移行

時期	役 割	摘 要
初動期～ 応急対応期	避難所の開設・施設管理	施設管理者が実施
	開設当初の避難所運営	開設日から3日間を目安に避難先市町が主導。南丹市による運営、避難者による自主運営に順次切り替え
	仮設トイレの設置	避難所の設備状況や避難者数に応じて市が府と連携して手配
	生活物資の調達・配布	府と連携して実施。不足する場合は、関西広域連合に広域調整を要請
	罹災証明の発行	市が避難先市町の協力を受け、避難住民に情報提供
	生活支援情報サービスの提供	

(3) 避難所運営に必要な人員・物資の確保

- ア 府、市及び避難先市町は、あらかじめ協議して避難所運営の役割分担を定め、それに見合った人員の動員体制や物資の確保手順を整備する。
- イ 避難所の施設管理は、避難所の運営体制に関わらず、施設管理者が継続して行う。
- ウ 避難所運営に必要な人員・物資は、府、市及び避難先市町が協力して確保する。
- エ 不足する場合は、関西広域連合を通じ、関西府県・市町村に協力を要請する。
- オ 関西広域連合を通じた人員・物資の確保手順は、関西広域応援・受援実施要綱による。

(4) 避難者への生活支援サービスの提供

- ア 避難先では、避難者の誰もが適切な生活支援サービスを受けられるよう、府、市及び避難先市町間で情報共有を図るとともに、国に対し財源の手当ても含めた包括的な支援メニューの整備を働きかえる。
- イ 府及び市は、避難先市町、国その他関係機関・団体の協力を得て、避難期間が長期に及ぶ場合の就労のあっせんや住まいの確保、さらには移住も含め、避難者のニーズにきめ細かく対応した支援を行う。

(5) 被ばく検査を含む健康診断の実施

避難退域時検査場所における検査でO I L 4を超える汚染が検出されなかった避難者も含め、避難者各人の健康管理のための被ばく検査を含む健康診断の実施については、避難退域時検査で行うこととする。

V 避難行動要支援者に対する避難支援等

1. 避難行動要支援者の避難の考え方

避難行動要支援者^{※1}については、避難等により健康リスクが高まることを考慮し、移動の困難性やリスクの程度など避難行動要支援者各人の特性を踏まえた避難等を行う。

※1 市に居住する要配慮者^{※2}のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者をいう。

具体的には、次に該当する者をいう。

- ☐ 1 級又は 2 級の身体障害者手帳を所持する者
- ☐ A 判定の療育手帳を所持する者
- ☐ 1 級の精神障害者保健福祉手帳を所持する者・要介 3・4・5 の認定を受けている者
- ☐ 65 歳以上の一人暮らし高齢者
- ☐ 75 歳以上のみ（二人以上）で構成されている世帯の者
- ☐ 人工透析を受けている者
- ☐ 難病患者
- ☐ 前各号に掲げる者のほか、特に支援が必要と認められる者

※2 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、疾病者、外国人など、災害時の情報伝達や避難行動に関して、配慮を要する者をいう。

2. 在宅の避難行動要支援者の避難

（1）情報共有機関及び避難協力機関

- ・京都中部広域消防組合園部消防署、各出張所
- ・市消防団
- ・府南丹警察署
- ・市社会福祉協議会
- ・市民生児童委員
- ・各振興会、各行政区

（2）避難支援体制

南丹市災害時要援護者避難支援プランに基づき、情報伝達体制、避難支援体制を整備し、在宅の避難行動要支援者の避難を支援する。

在宅の避難行動要支援者は、避難支援もケースバイケースと想定されることから、市災害対策本部が避難指示を出す段階で、福祉保健部は、輸送計画を担当する地域振興部と調整し、また情報を共有している機関とも連絡を密にし、避難支援の協力を求め、必要な車両確保に努める。

ただし、屋内退避（コンクリート屋内退避含）を優先し、極力避難行動要支援者を動かさないように配慮するとともに、避難等により健康リスクが高まる避難行動要支援者

があることを考慮し、移動の困難性やリスクの程度等を避難行動要支援者各人の特性を踏まえた避難等を検討する。

3. 在宅の避難行動要支援者の状況

在宅の避難行動要支援者の状況は、「車椅子生活で介助が必要」、「障害者トイレが必要」また「認知症による理解が苦手」等々、多様なケースがあるため、指定する避難所での長期的な生活が困難なことが予想される。

このようなことから、福祉保健部は要配慮者のニーズに合わせて、一般避難所での福祉コーナーの設置や福祉避難所の開設、また園部町、八木町、日吉町に立地する社会福祉施設等と調整し、在宅の避難行動要支援者の避難生活を支援する。

4. 在宅の避難行動要支援者の避難

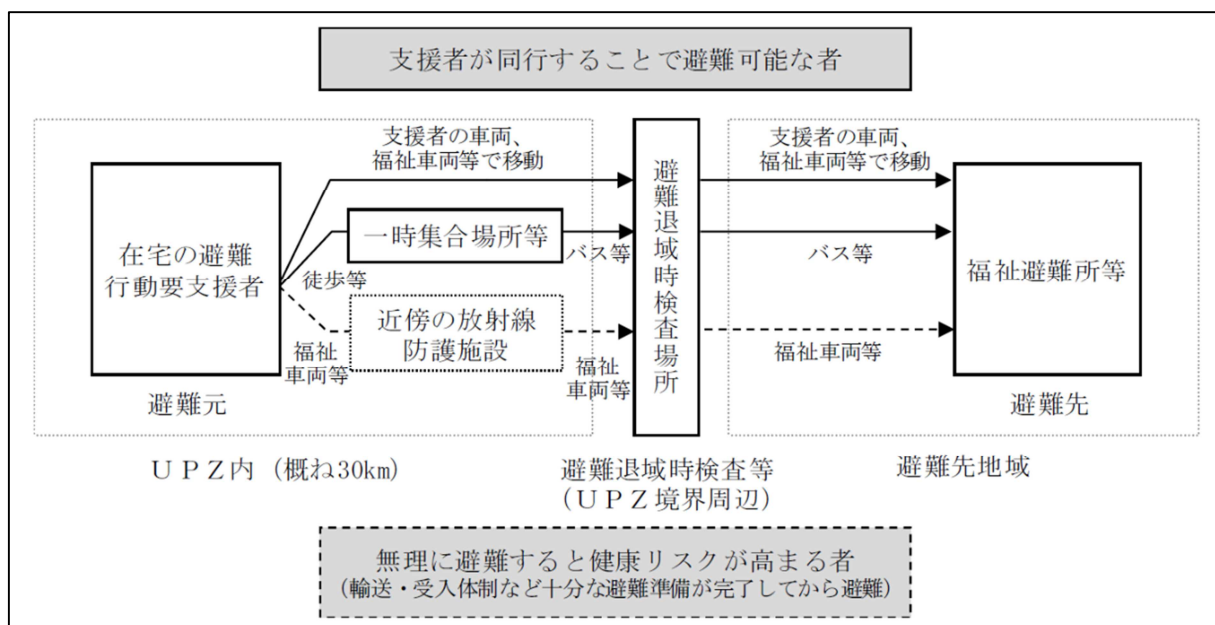
(1) 避難の流れ

市は、避難行動要支援者名簿を毎年更新し、平常時から在宅の避難行動要支援者の把握に努める。

市は、名簿に基づき在宅の避難行動要支援者の同居者及び支援者に対し、防災行政無線、緊急速報メール、電話などを用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避、避難等を実施する。

一般の避難所での生活が困難な方については、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書に基づき、社会福祉施設に対して協力を求める。

福祉避難所で受入れが困難な場合は、京都府災害時要配慮者避難支援センターに避難先の調整・確保を依頼する。



(2) 在宅重度避難行動要支援者

在宅重度避難行動要支援者については、市が策定する個別避難計画等に基づき、京都府災害時要配慮者避難支援センターが調整する社会福祉施設等へ支援者等とともに避難を行う。

なお、搬送手段について、医療機関、社会福祉施設が保有する搬送車両に不足を生じ

る場合は、市は必要に応じて京都府災害時要配慮者避難支援センターと調整を行う。

(3) 受入れ可能福祉施設

表 10 受入可能福祉施設

施設名	所在地	連絡先
社会福祉法人 長生園	南丹市園部町上木崎町坪ノ内 19 番地	0771-62-0223

5. 医療機関入院患者、社会福祉施設入所者の避難

避難については、各医療機関・社会福祉施設が別に定める避難計画に基づき避難する。

避難に当たっては、各施設の長が京都府災害時要配慮者避難支援センターと連携・調整を密に取りながら、必要な避難手段と避難先を確保することを原則とする。

医療機関の入院患者、介護保険施設や障がい者支援施設等の社会福祉施設の入所者については、自力での避難及び避難先における避難所生活が著しく困難であることから、それぞれの状態に応じた避難手段と避難先を確保する。

避難手段については、特殊な車両が必要となるなど、府及び市による確保には限界があるため、国の防災関係機関による移送を含めて検討する。

6. 外国人に対する避難支援

市内在住の外国人や日本語での情報が十分理解できない外国人の避難誘導については、身ぶり、手ぶりによるコミュニケーションを図り、孤立させないように配慮する必要がある。

また、避難情報については、多言語による情報提供が必要な場合も想定されることから、外国人向けの避難誘導マニュアルを作成するなどの配慮を行う。

VI 避難計画上の保育施設、学校施設

1. 保育施設

表 10 避難計画上の保育施設

施設名	所在地	保育の状況	電話番号
みやまこども園	美山町島島台 53 番地	0 歳児～5 歳児	75－0133
みやまこども園知井分園（*休園中）	美山町中勘定 7 番地	1 歳児～2 歳児	77－0047

2. 学校施設

表 11 避難計画上の学校施設

施設名	所在地	電話番号
美山小学校	美山町島島台 52 番地	75－0017
美山中学校	美山町静原桧野 10 番地 1	75－0027
府立北桑田高校美山分校	美山町上平屋梁ヶ瀬 9 番地 2	75－1129
府立北桑田高校	京都市右京区京北下弓削町沢ノ奥 15 番地	075－854－0022

3. 幼稚園・保育所・認定こども園、学校からの避難等

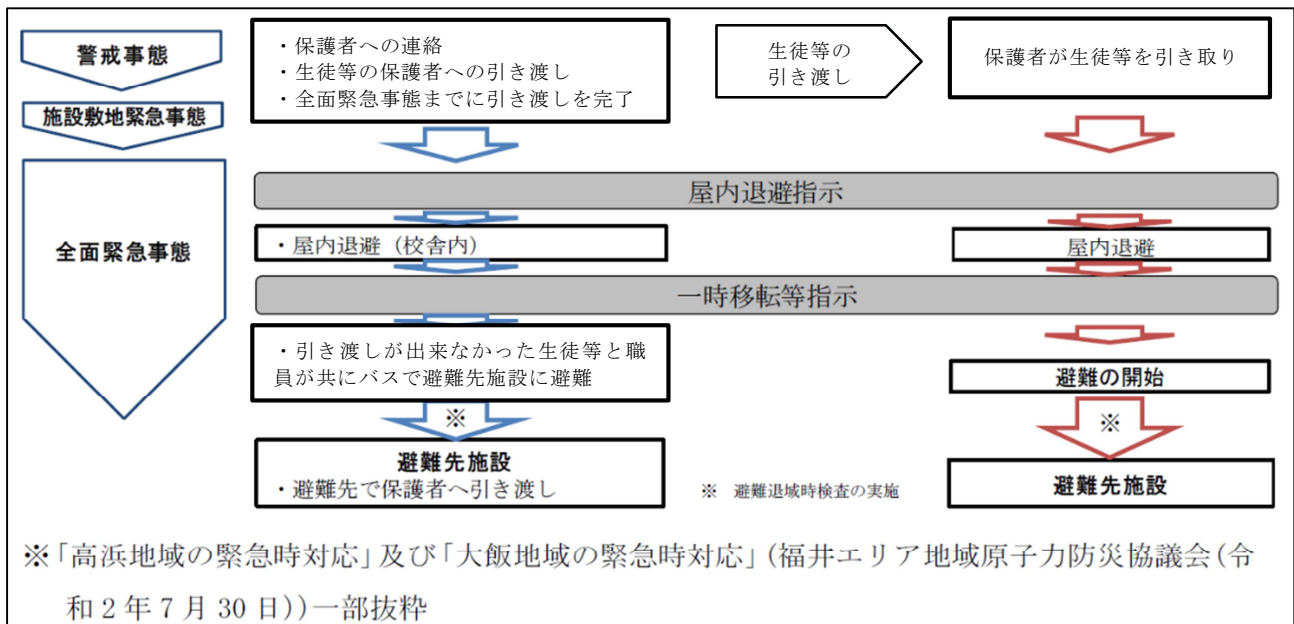
生徒等が在校園中に、原子力発電所において住民等に影響を及ぼす事故・故障等が発生した場合は、学校長、園長を中心とした原子力災害対策本部を設置し、市災害対策本部及び市教育委員会からの指示・情報に基づき、生徒等及び教職員等施設関係者の安全確保を図る。

ア 生徒等の避難

- ① 早めに帰宅又は保護者に引渡し、保護者とともに自宅の所在する自治会の住民として避難することを原則とする。
- ② 「警戒事態（EAL1）」において、生徒等の帰宅又は保護者への引渡しを決定して、保護者への連絡を開始し、「全面緊急事態（EAL3）」までに帰宅又は引渡しを完了する。
- ③ 保護者の迎え等については、事前に確認している方法に則って行う。保護者へ連絡できない場合であっても引渡しができるように、事前に確認事項を周知徹底する。
- ④ 生徒等が帰宅又は保護者への引き渡しができなかった場合は、教育施設等の所在する自治会の住民として避難し、避難先での引渡しとする。その際の避難先までの引率、避難先での引渡し方法について、市と十分な事前調整を行い定めておくとともに、保護者へは事前に施設の所在する自治会の避難先や引渡し方法等について周知し、確認しておく。

イ 教職員等施設関係者の避難

- ①生徒等を安全に保護者へ引き渡した後に避難する。
- ②帰宅又は保護者への引き渡しができなかった生徒等の避難における引率について、市と十分な事前調整を行う。



〈段階に応じた災害への対応〉

原子力発電所の異常事象（事故等）により影響が想定されるとき、幼稚園・保育所・認定こども園、各小中学校、高校の具体的対応は次のとおりとする。

- a. 警戒事態発生の通報が市にあったとき
- ・ 学校長、園長等を中心とした原子力災害対策本部の設置
 - ・ 市災害警戒本部及び市教育委員会からの情報入手と伝達
 - ・ 生徒等及び教職員等施設関係者の確認
 - ・ 緊急でない電話や携帯電話の通話を控える。
 - ・ テレビやラジオによる国、府の情報に注意する。
 - ・ 警戒事態において、保護者に迎えを依頼の上、生徒等を帰宅させる措置をとる。保護者への引渡しは、全面緊急事態（屋内退避指示）までに完了する。
- b. 「屋内退避」時の対応
- ・ 教室や体育館などの屋内に退避させる。
 - ・ 洗顔、うがい、手洗いを行う。
 - ・ ドア、窓は閉め、換気扇は止める。
 - ・ 一旦学校内等での退避とし状況に応じて、市災害対策本部と協議の上、保護者に連絡をし、バス等による自宅退避に移行する。
- c. 「避難指示」時の対応
- ・ 市災害対策本部から学校等に避難の指示を行う。
 - ・ マスクや上着を着用して、持ち物を最小限にまとめる。

- ・生徒等及び教職員等施設関係者の確認
 - ・市災害対策本部が手配したバス等に乗車し、避難退域時検査場所へ輸送
 - ・避難退域時検査終了後、避難所へ輸送
- d. 放課後児童クラブ時の避難行動
- ・放課後児童クラブ開所中に、原子力発電所の警戒事態発生の場合、児童在校中の対応に準じた避難行動をとる。

VII 医療体制の確保

1. 初期被ばく医療

市は、開設する避難所に避難してきた住民の被ばく等の有無や疾病等の確認のため、救護所を設置し、避難した住民等を対象に住民の登録、スクリーニング、簡易な除染、行動調査及び説明を行い、放射線被ばくと放射性物質による汚染の有無を調べる。

救護所でのスクリーニング数値により、被ばくの可能性があると判断される場合は、医療機関や消防署等の協力を得て、指定された被ばく医療機関に搬送する。

表 12 南丹医療圏内の初期被ばく医療機関

医療機関名	所在地	連絡先
京都中部総合医療センター	南丹市八木町八木上野 25 番地	0771-42-2510
国保京丹波町病院	船井郡京丹波町和田大下 28 番地	0771-86-0220
医療法人清仁会亀岡シミズ病院	亀岡市篠町広田 1 丁目 32 番地 15	0771-23-0013
亀岡市立病院	亀岡市篠町篠野田 1 番地 1	0771-25-7313
船井医師会	南丹市園部町上木崎町寺ノ下 27 番地	—
船井薬剤師会	南丹市八木町八木上野 25 番地	—

2. 救護所の開設

(1) 救護所の設置

南丹保健所と連携し、市内避難所に避難されてきた住民のために、救護所を設置し、住民確認を行う。また、医療機関への搬送決定等を行う。

(2) 健康管理とメンタルヘルス対策

放射線被ばくや放射性物質による汚染に対する心理的不安や避難生活という環境の変化の中で、精神的に負担となり、健康に悪影響を及ぼすことも考えられる。

また、避難前の生活の中で継続した医師の治療が必要な方や常備薬の服用を日常からされている住民等、医療機関に入院するほどではないが、継続した医療が必要な方もいる。

このようなことから、各避難所で避難所担当職員が避難住民の生活確認を行い、福祉保健部が取りまとめの上、船井医師会の協力を得て、避難所の巡回検診の実施や各医療診察機関と連携し、医師の診察を受ける環境を整える。

また、南丹保健所と連携のもと、保健師を各避難所に派遣し、専門家とも連携しながら、避難者の健康管理やストレスケアを行う。

表 13 救護所での医療救護活動（構成と従事者数の目安）

チーム名	役 割	構 成					
		機関	医師	放射線 技師	看護師・ 保健師	事務員	合計
住民登録 チーム	避難所の開設、避難住民の誘導、受付、被災地住民の登録を行う。	市				誘導 1 登録 2	3
診断除染 チーム	傷病の程度に応じて救護チームの医師の協力を求める。 医療機関への搬送の検討を行う。	府等	診療 1	測定 1	除染・ 記録 2	補助 1	5
救護チーム	汚染のない避難住民に対する問診と応急措置等を行う。 医療機関への搬送の検討を行う。	医師会等	診療 1		診療補助 1	受付・ 記録 2	4

3. 安定ヨウ素剤の服用

（１）目的と効果

原子力災害が発生した場合、放射性ヨウ素が周辺環境に放出される可能性がある。放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると甲状腺に集積し、数年から数十年後に甲状腺がんを発生させる可能性がある。この内部被ばくに対しては、安定ヨウ素剤を予防的に服用すれば、放射性ヨウ素の甲状腺集積を防ぐことができるため、甲状腺の被ばくを低減する効果がある。

また、安定ヨウ素剤は、その効果が服用の時期に大きく左右されるため、安定ヨウ素剤を投与する時間の経過とともに被ばく抑制効果が急減することに注意する必要がある。

表 14 安定ヨウ素剤の投与時期と効果

安定ヨウ素剤の投与時期	効 果
放射性ヨウ素にさらされる 24 時間前	90%以上の抑制効果
放射性ヨウ素を吸入した 8 時間後	40%の抑制効果
放射性ヨウ素を吸入した 24 時間後	7%の抑制効果

※ 安定ヨウ素剤とは医薬品ヨウ化カリウムの丸薬及び内服液を指す。

（２）安定ヨウ素剤の備蓄

市は府と連携し、緊急時に住民等が避難等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、あらかじめ適切な場所に備蓄しておく。

表 15 安定ヨウ素剤に関する分散配備表

令和 6 年 1 月末時点

配 備 先			南丹市国民健康保険 南丹みやま診療所	一般社団法人あゆみ会 グループホーム一歩	社会福祉法人七野会 グループホームみやま	大野振興会	知井振興会	知見振興会	南公民館	北公民館	合 計
住 所			南丹市美山町 安掛下 8 番地	南丹市美山町 三埜御用堂ノ下 4 番地 1	南丹市美山町 高野素崎 1 4 番地 2	南丹市美山町 大野廣畑1番地2	南丹市美山町 中勘定10	南丹市美山町 知見家ノ上27	南丹市美山町 下前田18-1	南丹市美山町 北畑尻代63	
配 備 薬 剤 ・ 資 器 材	ヨウ化カリウム（丸剤）		18,450 丸	90 丸	60 丸	2,000 丸	2,000 丸	100 丸	100 丸	2,200 丸	25,000 丸
	ヨウ化カリウム（ゼリー剤） 新生児用	16.3mg 20包	20 包	0 包	0 包	20 包	20 包	5 包	5 包	10 包	80 包
	ヨウ化カリウム（ゼリー剤） 乳幼児用	32.5mg 100包	150 包	0 包	0 包	50 包	50 包	10 包	10 包	30 包	300 包
	ヨウ化カリウム（粉剤）	25 g 包	0 箱	0 箱	0 箱	箱	箱	箱	箱	箱	0 箱
	飲用シロップ	500ml	10 本	0 本	0 本	本	本	本	本	本	10 本
	注射用水	500ml	10 本	0 本	0 本	本	本	本	本	本	10 本
	粉剤調合器材										
	・ポリ容器（角型瓶）	5 L	5 個	0 個	0 個	個	個	個	個	個	5 個
	・メスシリンダー	2000ml	2 本	0 本	0 本	本	本	本	本	本	2 本
	・有栓メスシリンダー	500ml	1 本	0 本	0 本	本	本	本	本	本	1 本
	・ディスポロート 65mm	100入	1 箱	0 箱	0 箱	箱	箱	箱	箱	箱	1 箱
	・広口試薬瓶 1L		12 個	0 個	0 個	個	個	個	個	個	12 箱
	・薬盃 10ml		400 個	0 個	0 個	個	個	個	個	個	400 個
	・スポイト1-S 1ml	100入	4 箱	0 箱	0 箱	箱	箱	箱	箱	箱	4 箱
	・スポイト2-S 2ml	100入	0 箱	0 箱	0 箱	箱	箱	箱	箱	箱	0 箱
	・スポイト3-S 3ml	100入	1 箱	0 箱	0 箱	箱	箱	箱	箱	箱	1 箱
	・デスペット 5ml	50入	5 箱	0 箱	0 箱	箱	箱	箱	箱	箱	5 箱
	・スプーン 180mm	10+1本入	0 箱	0 箱	0 箱	箱	箱	箱	箱	箱	0 箱

(3) 搬送

福祉保健部は、地域の地理的条件等を踏まえ、緊急時には、備蓄先から避難時集結場所等に設置する緊急配布場所に速やかに安定ヨウ素剤を搬送する。

(4) 緊急時における安定ヨウ素剤の配布・服用指示

市は、府と連携し、国の指示により、住民に対し、原則として医師等の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、年齢に応じた量の服用を指示する。ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師や保健師等の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行う。

表 16 安定ヨウ素剤の適切な服用量（１回分）

対象者	ヨウ素量 (mg)	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム製剤
生後 1 か月後	12.5	16.3	ゼリー剤（16.3mg） 1 包
生後 1 か月以上 3 歳未満	25	32.5	ゼリー剤（16.3mg） 2 包 又は ゼリー剤（32.5mg） 1 包
3 歳以上 13 歳未満	38	50	丸剤（50mg） 1 丸
13 歳以上	76	100	丸剤（50mg） 2 丸

資料：「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（R6.12）原子力規制庁

表 17 安定ヨウ素剤緊急配布場所の候補地

区 分	配 布 場 所	
避難時集結場所	旧鶴ヶ岡小学校 美山支所 美山保健福祉センター 美山虹の湖交流センター (旧大野小学校)	美山町鶴ヶ岡宮ノ前 23 番地 美山町島島台 51 番地 美山町安掛下 8 番地 美山町三埜
避難退域時検査場所※	府立丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曾根崩下代 110-7

※ 避難時集結場所で配布できない場合は、避難退域時検査場所で配布予定。

VIII 仮設住宅建設候補地

原子力発電所の事故の終息の見込みが立たず、長期的な避難生活が予想されるときは、下記の候補地に仮設住宅の建設を検討する。

表 18 仮設住宅建設候補地

No	建設候補地施設名	建設戸数 (戸)	収容予定人数 (人)	面 積 (㎡)
1	園部公園	480	1,920	49,000
2	園部城南町防災公園	45	180	4,500
3	園部新町公園	60	240	6,000
4	園部木崎町公園	39	156	3,900
5	園部城南町公園	20	80	2,000
6	園部小山東町1号公園	60	240	6,000
7	園部小学校	100	400	10,215
8	園部第二小学校	80	320	8,890
9	旧川辺小学校	60	240	6,783
10	旧摩気小学校	45	180	4,725
11	旧西本梅小学校	45	180	4,688
12	八木西地区コミュニティ公園	100	400	10,000
13	八木防災広場	27	108	2,700
14	日吉防災倉庫	86	344	8,638
		1,247	4,988	

※ 100 ㎡に1戸建設することとし、1戸につき4人収容として算出

○仮設住宅建設にあたっては、公営住宅の空き部屋状況、民間の戸建て住宅及び集合住宅の賃貸等の申し出状況等を考慮し、かつ避難期間、避難世帯数等仮設住宅の必要性を総合的に検討する。

○仮設住宅に関する建設、入居等具体的な事項は、別に定める「仮設住宅建設・入居計画（仮称）」による。

Ⅸ 住民避難誘導体制

原子力発電所の事故により、市長が災害対策基本法第 60 条に基づき、避難対象地域に避難指示を発令した場合は、市災害対策本部は、次の体制をとる。

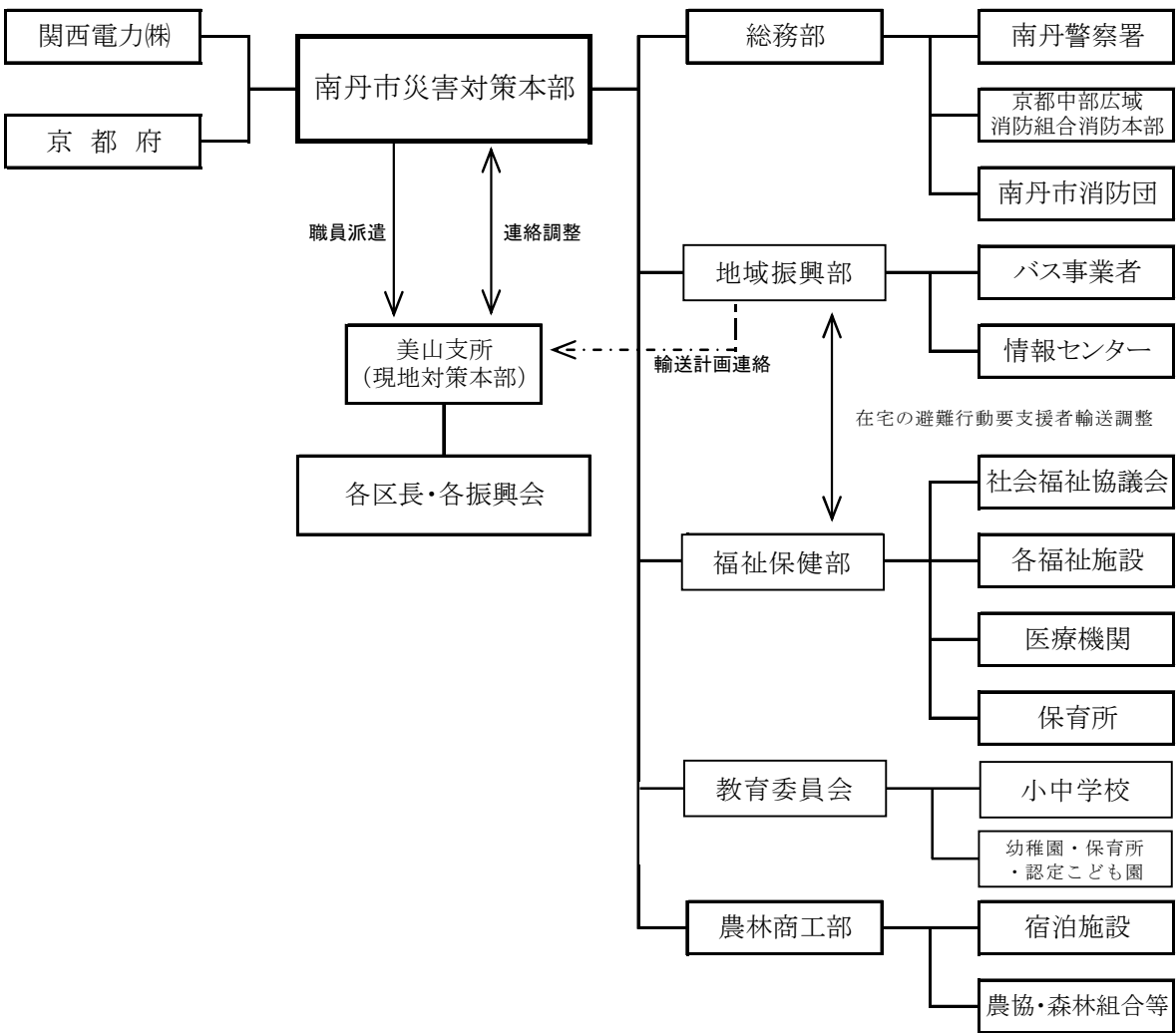


図 14 住民避難誘導体制

《避難誘導の際の確認事項》

- 災害対策本部から各区長、振興会への避難指示の連絡は、情報の錯綜、混乱を避けるため、美山支所を窓口とする。
- 避難地域の住民を避難させるため、バスを当該地域に派遣する場合、地域振興部は、事前に福祉保健部と調整し、在宅の避難行動要支援者の状況を把握する。
- 福祉保健部は、避難地域の在宅要配慮者を安全に避難させるため、必要に応じて、市消防団、市社会福祉協議会などに避難支援を依頼する。
- 現地へ派遣された担当職員は、避難指示の区域に、住民が残っていないか、区長や市消防団と連携し確認する。

表 19 市災害対策本部の避難誘導体制

部	班	事 務 分 掌	所管担当課
美山支所部	支所総務班	①現地対策本部の設置に関すること ②対象区長、地域振興会長へ連絡に関すること ③災害対策本部との連絡調整に関すること ④避難対象地域へ職員派遣に関すること ⑤関係団体との連絡調整に関すること ⑥美山支所の避難準備に関すること ⑦府立北桑田高校美山分校（本校含む）への情報伝達に関すること ⑧現地での警察、消防署等関係機関との確認に関すること ⑨消防団美山支団との連絡調整に関すること	支所総務課
総務部	危機管理班	①市災害対策本部の設置・運営及び職員動員に関すること ②原子力災害合同対策協議会に関すること ③関西電力株式会社との連絡調整に関すること ④府、南丹警察署、園部消防署等関係機関との連絡調整に関すること ⑤オフサイトセンターとの連絡調整 ⑥被ばく防護資機材の調達・管理に関すること ⑦市消防団への避難誘導要請に関すること ⑧防災行政無線の放送に関すること	危機管理課
	総務班	①危機管理班の応援に関すること ②災害等の情報収集・整理に関すること ③職員動員状況の調整と把握に関すること ④美山支所部への職員派遣に関すること ⑤市の防災業務関係者の安全管理に関すること	総務課 （人事課） （税務課） （監理課） （監査委員事務局）
	議会班	①議会との連絡調整に関すること	議会事務局
市長公室部	秘書広報班	①オフサイトセンターへの送迎に関すること ②報道機関との連絡調整に関すること ③広報車による避難広報巡回に関すること ④ケーブルテレビの緊急放送に関すること ⑤市ホームページの掲載（災害状況、避難状況等）に関すること	秘書広報課 （企画財政課） （会計課）
地域振興部	地域振興班	①輸送交通機関との連絡調整に関すること ②福祉保健部との調整（災害時要支援者対策）に関すること ③避難輸送計画の作成及びバス派遣に関すること	地域振興課 （情報課） （スポーツ推進課）
市 民 部	市民班	①市民相談窓口の設置・受付に関すること	市民課
	環境班	①緊急時モニタリングの実施に関すること ②犬、猫等ペットに対する対処指導に関すること ③放射性物質の除去及び除染に関すること	環境課
	人権政策班	①被災者等の人権相談に関すること。 ②市民班、環境班の応援に関すること。	人権政策課
福祉保健部	福祉相談班	①災害ボランティアセンター開設要請に関すること	福祉相談課
	要配慮者班	①災害時要配慮者への避難支援に関すること ②災害時要配慮者施設避難計画の作成及び避難指示に関すること	福祉相談課 （社会福祉課） （高齢福祉課）

部	班	事 務 分 掌	所管担当課
	健幸まちづくり班	①緊急時医療体制の確認、各医療機関との連絡調整に関する事 ②救護所設置に関する事 ③医師会との連絡調整による市民の健康管理に関する事 ④ヨウ素剤の準備・配付等に関する事 ⑤避難退域時検査に関する事	健幸まちづくり課 (地域医療室)
農林商工部	農業推進班	①農作物の移動制限の対処に関する事 ②家畜等の対処指導に関する事 ③農協、農業関連団体との連絡調整に関する事。	農業推進課 (農業委員会事務局)
	農山村振興班	①森林組合等農林関係団体との連絡調整に関する事 ②避難対象地域の避難完了確認(現地派遣)に関する事	農山村振興課
	商工観光班	①観光、宿泊施設との連絡調整に関する事 ②避難所開設に係る必要物資の確保に関する事	商工観光課
土木建築部	都市計画班	①輸送バスの添乗による避難誘導に関する事 ②避難所への必要物資輸送に関する事 ③避難所運営の支援に関する事	都市計画課
	建設整備班	①国道、府道の通行規制等情報収集に関する事 ②南丹警察署との調整による市道通行止措置に関する事 ③避難対象地域の避難完了確認(現地派遣)に関する事 ④仮設住宅建設計画の作成に関する事	建設整備課
上下水道部	上水道班	①各避難所への給水活動に関する事 ②避難所での給水場所の設置に関する事 ③仮設住宅建設時の上下水道整備に関する事 ④飲料水の取水制限に関する事 ⑤水道水の汚染検査に関する事	上下水道課 (経営総務課)
	下水道班	①仮設住宅建設時の上下水道整備に関する事 ②下水道の汚染検査に関する事 ③放射能汚染された汚泥処理に関する事	上下水道課
教育部	学校教育班	①小・中学校との連絡調整に関する事 ②避難所開設準備(福祉保健部と合同調整)に関する事 ③学校施設の使用禁止措置に関する事 ④府教育委員会との連絡調整に関する事 ⑤避難児童、生徒の把握及び教育環境の確保に関する事	学校教育課 (社会教育課)
	幼児教育・保育推進班	①幼稚園・保育所・認定こども園等への連絡調整、指示に関する事	幼児教育・保育推進課 (こども家庭課)
八木支所部	支所総務班	①避難所開設に関する事 ②広報車による避難広報巡回(美山支所管内)に関する事	支所総務課
日吉支所部	支所総務班	①第二次現地対策本部開設準備に関する事 ②広報車による避難広報巡回(美山支所管内)に関する事	支所総務課
市消防団		①避難対象地域の住民避難誘導に関する事 ②避難広報の巡回に関する事	市消防団

表 20 連絡調整会議・災害警戒本部・災害対策本部体制

体制		連絡調整会議	災害警戒本部	災害対策本部
設置時期		情報収集事態発生時	警戒事態となった場合	施設敷地緊急事態となった場合
				全面緊急事態となった場合
事態の主な内容		高浜町又はおおい町で 震度 5 弱又は 5 強の地震発生	・ 非常用母線への交流電源が 1 系統になった場合 ・ 原子炉の水位が燃料上端より下がった場合 ・ 高浜町、おおい町で震度 6 弱以上の地震が発生 ・ 福井県（原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）に大津波警報発表	・ 全交流電源の喪失が 30 分以上継続 ・ 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能
				・ 1 時間あたり 5 μ S v 以上の放射線量が検出 ・ 原子炉冷却機能の喪失 ・ 原子炉格納容器内の圧力が最高使用圧力に到達
本部長		副市長	市長	同左
設置場所		防災会議室	同左	同左
参集方法	時間内	庁内電話による連絡	同左	同左
	時間外	危機管理課からの電話連絡	同左	同左
総務部		危機管理課	総務課	危機管理課 総務課
市長公室		・ 各部長 ・ 必要に応じ必要と認める各班員	秘書広報課	全課
福祉保健部 福祉事務所			健幸まちづくり課 社会福祉課	全課
市民部			環境課	全課
農林商工部			商工観光課	全課
土木建築部				全課
上下水道部				全課
議会事務局				全課
市教育委員会			幼児教育・保育推進課 学校教育課	全課
美山支所		総務課	総務課	全課
八木・日吉支所			総務課	全課
市消防団			団長、副団長	同左
南丹警察署 園部消防署		※事故状況、対策の緊急度合いにより、緊密な連絡調整が必要な場合は、出席を依頼		

資料編

1. 避難先一覧
2. コンクリート屋内退避候補公共施設
3. 関係機関連絡先一覧
4. 美山町宿泊施設一覧
5. 避難誘導及び住民の輸送 輸送バス一覧
6. 医療体制の確保 市医療診療施設一覧
7. 情報連絡系統図

1. 伝達先一覧

確認欄	地域名	連絡先	電話番号 (非表示)	携帯電話番号 (非表示)	発電所のUPZ圏 対象地域：○	
					高浜	大飯
	鶴ヶ岡	振興会長			○	○
	福居（山森）	当該年度の区長 又は災害連絡担当者			○	○
	福居（熊壁）				○	○
	福居（脇）				○	○
	福居（庄田）				○	○
	盛郷（林）				○	○
	盛郷（上吉田）				○	○
	盛郷（田土）				○	○
	豊郷（洞）				○	○
	豊郷（名島）				○	○
	豊郷（神谷）				○	○
	豊郷（松尾）				○	○
	鶴ヶ岡（舟津）				○	○
	鶴ヶ岡（殿）				○	○
	鶴ヶ岡（川合）				○	○
	鶴ヶ岡（棚）				○	○
	高野（砂木）				○	○
	高野（栢原）				○	○
	高野（今宮）				○	○
	知井	振興会長			○	○
	南	当該年度の区長			○	○
	北				○	○
	中				○	○
	河内谷				○	○
	下				○	○
	知見				○	○
	江和				○	○
	田歌				○	○
	芦生				○	○
	白石				対象外	○
	佐々里				対象外	○

確認欄	地域名	連絡先	電話番号 (非表示)	携帯電話番号 (非表示)	発電所のUPZ圏 対象地域：○	
					高浜	大飯
	平屋	振興会長			○	○
	内久保	当該年度の区長			○	○
	大内				○	○
	荒倉				○	○
	深見				○	○
	長尾				○	○
	野添				○	○
	安掛				○	○
	上平屋				○	○
	下平屋				○	○
	又林				○	○
	大野	振興会長			○	○
	萱野	当該年度の区長			○	○
	大野				○	○
	川谷				○	○
	岩江戸				○	○
	肱谷				○	対象外
	小淵				○	対象外
	向山				○	対象外
	檜原				○	対象外
	音海				○	対象外
	宮島	振興会長			○	○
	原	当該年度の区長			対象外	対象外
	板橋				対象外	対象外
	宮脇				○	○
	下吉田				○	○
	島				○	○
	長谷				○	○
	上司				○	○
	和泉				○	○
	静原				○	○

※年度ごとの役員交代時に連絡先を確認する。

2. コンクリート屋内退避候補公共施設

施設名	所在地	面積(m ²)	備考
美山文化ホール	南丹市美山町島島台51番地	3,641	ホールは 休館中
美山中学校 校舎	南丹市美山町静原桧野10-1番地	2,614	
旧大野小学校 校舎	南丹市美山町三埜南畑28番地	1,918	
美山保健センター	南丹市美山町安掛下8番地	689	
京都丹波高原国定公園ビジターセンター	南丹市美山町安掛下23番地	1,234	
美山診療所	南丹市美山町安掛下8番地	1,469	
美山知井会館	南丹市美山町中上前82-1番地	966	

※ 放射性物質による被ばくをより低減するため、屋内退避から更に大きい遮へい及び気密効果が期待できるコンクリート屋内退避が有効であるため、予測線量が比較的高い場合で、避難する時間的な余裕がないときに活用を検討

※ 「予測線量」とは、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、何らの措置も講じなければ受けると予測される線量のこと

3. 関係機関連絡先

■市

名 称	所 在 地	電話番号
南丹市役所本庁	南丹市園部町小桜町47番地	0771-68-0002
八木支所	南丹市八木町八木東久保29番地1	0771-68-0020
日吉支所	南丹市日吉町保野田市野3番地1	0771-68-0030
美山支所	南丹市美山町島島台51番地	0771-68-0040

■府

名 称	所 在 地	電話番号
南丹広域振興局 地域連携・振興部 総務防災課	亀岡市荒塚町1丁目4番地1号 亀岡総合庁舎	0771-22-0422
南丹広域振興局 地域連携・振興部 園部地域総務防災課	南丹市園部町小山東町藤ノ木21番地	0771-62-0360
南丹保健所		0771-62-4751
南丹土木事務所		0771-62-0025
危機管理部 災害対策課 原子力防災課 消防保安課	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4475 4473 4471
総合政策環境部 総合政策課		075-414-4348

■警察・消防機関

名 称	所 在 地	電話番号
南丹警察署	南丹市園部町上本町南2番地5	0771-62-0110
京都中部広域消防組合 消防本部	亀岡市荒塚町1丁目9番地1号	0771-22-9580
京都中部広域消防組合 園部消防署	南丹市園部町上木崎町大將軍19番地2	0771-62-0119

4. 美山町宿泊施設一覧

	宿泊施設	所在地
1	かやぶきの宿 またべ	美山町北下牧25
2	民宿 久や	美山町北中牧5
3	料理旅館 枕川楼	美山町中上前26
4	美山町自然文化村 河鹿荘	美山町中下向56
5	まるや	美山町中上前36
6	江和ランド	美山町江和下黒田4-1
7	田歌舎	美山町田歌上五波1-1
8	芦生山の家	美山町芦生須後13
9	民宿 ハリマ家	美山町佐々里チエ91
10	旅館いそべ	美山町長尾野崎2-1
11	民宿 みやま	美山町長谷湯ヶ谷58-1
12	美山Futon&Breakfast	美山町島狐岩52
13	百日紅	美山町上司小倉畑8-10-2
14	きぐすりや	美山町鶴ヶ岡今安8-1
15	旬季庵	美山町三埜東田4-2
16	美山ハイマートユースホステル	美山町小湊中才57
17	農家民宿はなぶさ	美山町島英サ10-1
18	泰山木 美山	美山町福居見館1
19	美十八	美山町島狐岩52
20	美山KAYA Villa	美山町島狐岩52
21	美山EISA	美山町島狐岩52
22	農家民宿GuestHouse遊	美山町野添一本松
23	ミヤマテラス 本館	美山町田歌広手9
24	ミヤマテラス リバーフロント	美山町田歌広手9
25	ゆるり	美山町盛郷佐野前15
26	THYME ～art&herbs～	美山町長谷墓ノ下17-1
27	CASA MIYAMA	美山町高野元風呂7
28	美山グランピングかやグラ	美山町南新高瀬13
29	NIPPONIA 美山町鶴ヶ岡 山の郷 水音	美山町鶴ヶ岡新釈迦堂前1
30	NIPPONIA 美山町鶴ヶ岡 山の郷 蛍火	美山町鶴ヶ岡新釈迦堂前1
31	民宿 雲野荘	美山町島英サ40

５．輸送バス一覧

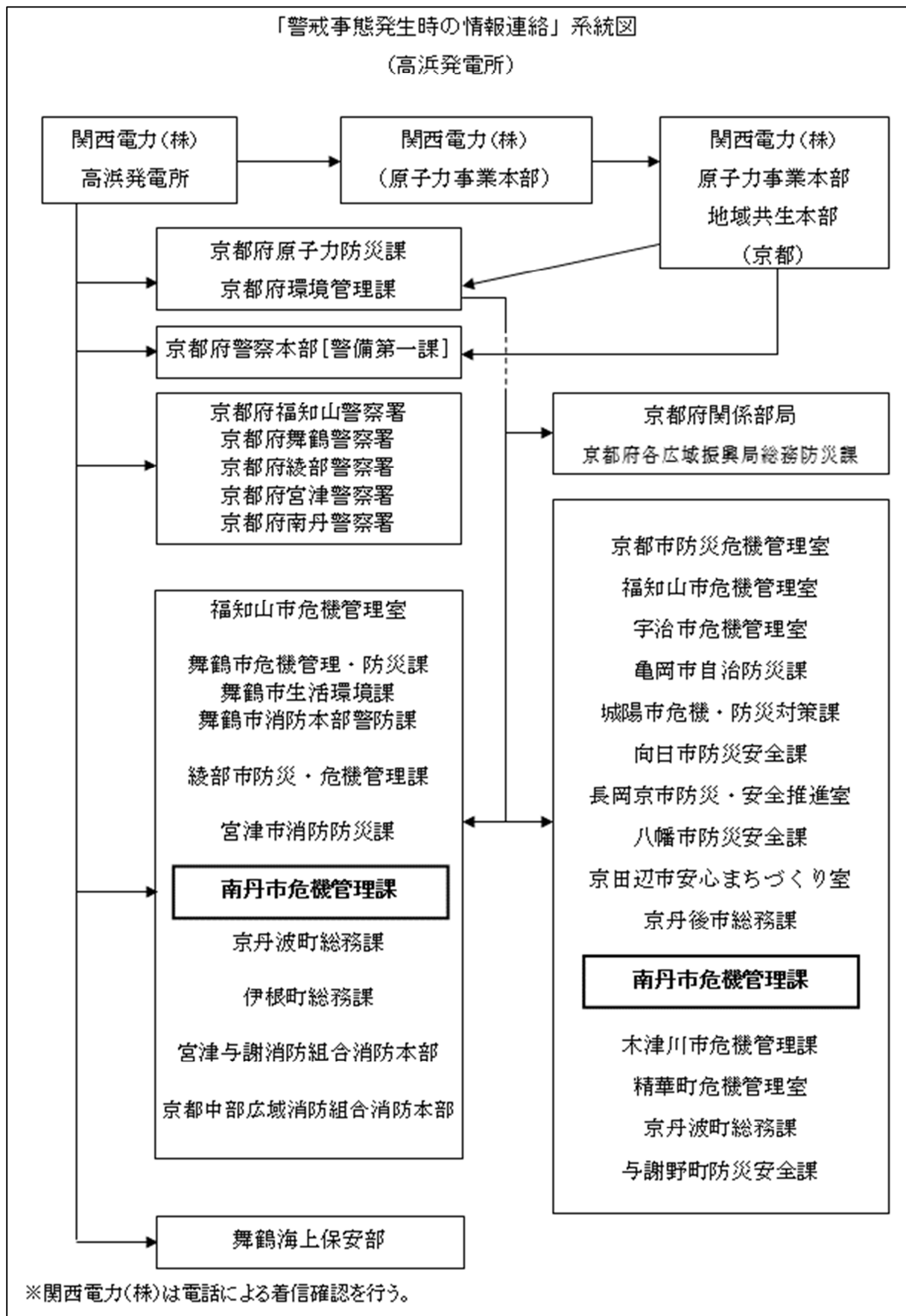
	バス所有者	乗車人数 (人)	台数 (台)	転送人員 (人)	備考
1	南丹市	47	1	47	
2	南丹市	34	2	68	
3	南丹市	46	1	46	
4	南丹市	57	2	114	
5	南丹市	59	2	118	
6	南丹市	28	5	140	
7	南丹市	58	1	58	
8	南丹市	14	1	14	
	小計	343	15	605	
9	(有) 美山観光バス	27	2	54	民間
10	(株) 京都みやび交通	61	1	61	民間
11	(株) 京都みやび交通	54	1	54	民間
12	(株) 京都みやび交通	28	3	84	民間
13	京阪京都交通 (株)	54	10	540	民間
14	(有) 中京交通	40	1	40	民間
15	(有) 中京交通	45	1	45	民間
16	(有) 中京交通	28	4	112	民間
17	(有) 中京交通	20	2	40	民間
		357	25	1,030	
		700	40	1,635	

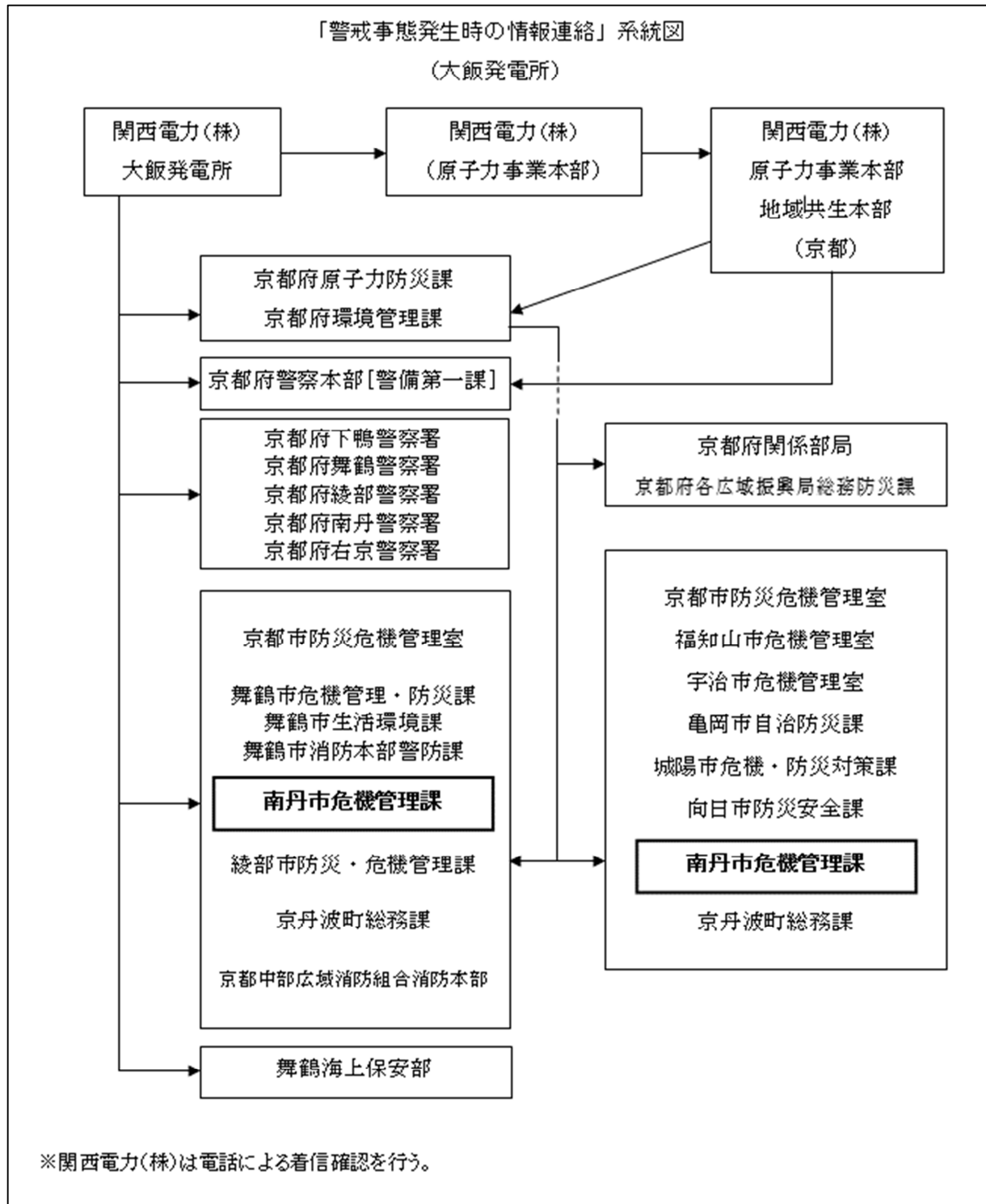
- 市内における避難バスの車両一時待機場所 : 道の駅スプリングひよし
- 避難先市町における避難バスの車両一時待機場所 : (洲本市、南あわじ市)
 - ・兵庫県淡路ふれあい公園
 - ・緑パーキング (神戸淡路鳴門道)

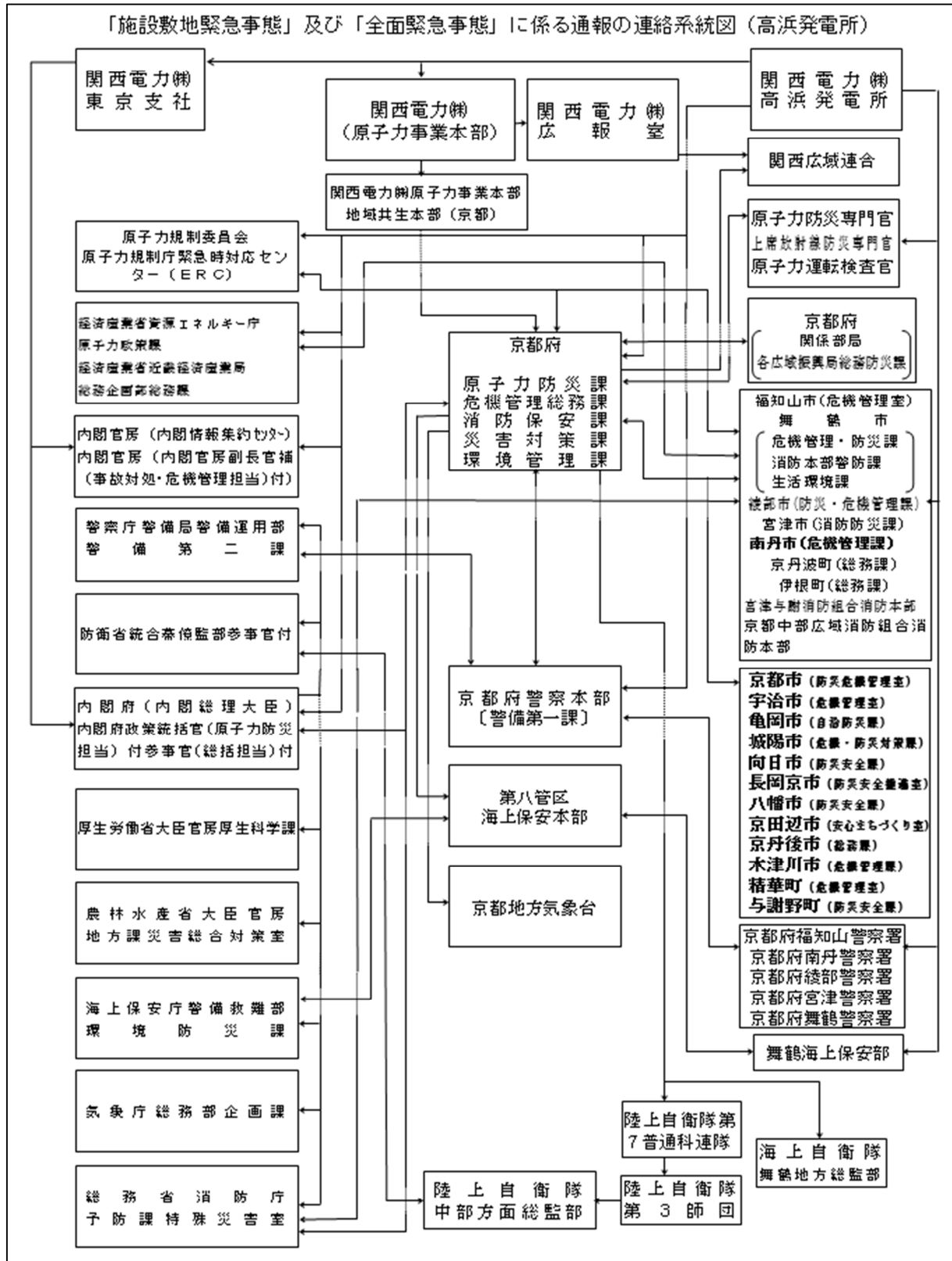
6. 市医療診療施設一覧

	病院名	電話番号	所在地	救急告示病院
1	医療法人社団董会 園部病院	0771-62-0515	南丹市園部町美園町5号8番地7	○
2	京都中部総合医療センター	0771-42-2510	南丹市八木町八木上野25	○
3	明治国際医療大学附属病院	0771-72-1221	南丹市日吉町保野田ヒノ谷6番地1	
4	高屋こども診療所	0771-68-1155	南丹市園部町小山東町平成台1号 5-1	
5	医療法人 仁丹医院	0771-62-0234	南丹市園部町河原町4号13番地	
6	医療法人 川西診療所	0771-62-0139	南丹市園部町宮町36	
7	廣野医院	0771-62-0218	南丹市園部町若松町115	
8	京丹アイクリニック	0771-63-5511	南丹市園部町上木崎町寺ノ下27-1	
9	げんの耳鼻咽喉科	0771-68-1313	南丹市園部町上木崎町寺ノ下27-1	
10	南八田診療所	0771-65-0048	南丹市園部町南八田縄手27-1	
11	サトウ眼科医院	0771-63-1806	南丹市園部町木崎町土手下5番6	
12	富井内科医院	0771-68-2550	南丹市園部町横田3-151	
13	寺澤皮膚科医院	0771-86-8181	南丹市園部町美園町6-19-2	
14	やまざき眼科園部クリニック	0771-86-8000	南丹市園部町河原町4-31-1	
15	西田医院	0771-68-1105	南丹市園部町美園町3号3番地	
16	胡麻佐野診療所	0771-74-0022	南丹市日吉町胡麻才ノ本4	
17	藤岡五ヶ荘診療所	0771-73-0203	南丹市日吉町四ツ谷堂中25	
18	医療法人吉田医院	0771-72-0022	南丹市日吉町殿田尾崎8番地	
19	南丹市国民健康保険美山林健センター診療所	0771-76-0201	南丹市美山町鶴ヶ岡釈迦堂前14番地の1	
20	南丹市国民健康保険南丹みやま診療所	0771-75-1113	南丹市美山町安掛下8番地	
21	きむら診療所	0771-43-0860	南丹市八木町西田北条30-2	
22	山田医院	0771-42-2306	南丹市八木町八木鹿草34	
23	山田医院神吉診療所	0771-44-0355	南丹市八木町八木神吉西河原16	
24	元村歯科医院	0771-63-1156	南丹市園部町栄町参号14番5	
25	医療法人ひまわり会 河野歯科医院	0771-63-1322	南丹市園部町横田4号22番	
26	山田歯科医院	0771-62-0019	南丹市園部町若松町3	
27	医療法人 ムネカワ歯科	0771-63-0819	南丹市園部町上本町南2-18 ジョイント プラザ:コム1F	
28	大町歯科医院	0771-68-2217	南丹市園部町上木崎町大將軍19-1	
29	村井歯科医院	0771-63-0348	南丹市園部町美園町13-13-5 さつきビ ル2F	
30	高屋歯科医院口腔機能管理ク リニック	0771-62-0144	南丹市園部町宮町102	
31	鈴木歯科医院	0771-74-3418	南丹市日吉町胡麻の場1-1	
32	荒木歯科医院	0771-75-0271	南丹市美山町静原森ヶ下14-1	
33	みやま岡田歯科	0771-77-0010	南丹市美山町中上前83 知井会館1F	
34	医療法人兼仁会 秋田歯科	0771-42-2345	南丹市八木町八木西町裏13	
35	医療法人社団みどり会 嶋村 歯科診療所	0771-42-5897	南丹市八木町八木野条33番地	

7. 情報連絡系統図







南丹市原子力災害対策住民避難計画

平成 2 5 年	2 月策定
平成 2 6 年	2 月改定
平成 2 8 年	7 月改定
平成 2 9 年	7 月改定
令和 7 年	3 月改定